

2024 年 2 月時点
検討資料

第 5 章 防災指針

本章では、本計画において定める「防災指針（居住誘導区域における住宅の、都市機能誘導区域における誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」について、記載します。

第 5 章 防災指針

本章では、本計画において定める「防災指針（居住誘導区域における住宅の、都市機能誘導区域における誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」について記載します。

5-1. 防災指針の方針

(1) 防災指針の基本的な考え方

- ・ 防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するために、水害や土砂災害等の災害理数を踏まえた防災まちづくりの推進が必要なことから、居住や都市機能の誘導に必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・ 本計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図ることを目的に、当該指針に基づく具体的な取組みを本計画に定めます。（改正都市再生特別措置法：令和2年9月施行）
- ・ 防災指針については、「都市計画運用指針」に基づくとともに、本市の実情や減災・防災に関する取組み状況を踏まえ、定めるものとします。

【都市計画運用指針より一部抜粋】

- (1) 様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もある。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な減災・防災対策を計画的に実施していくことが求められる。
- (2) 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。
- (3) 防災指針に基づく取組については、想定される災害の種別毎に災害リスクを踏まえた検討を行った上で、ハード・ソフトの減災・防災対策として位置付けることが必要である。
- (4) 防災指針の検討に当たっては、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組も併せて検討することが必要である。例えば、避難路・避難場所を整備する場合には居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討することや居住誘導区域外の災害リスクが特に高い地域から居住誘導区域内への移転などを検討することが考えられる。

5-2. 本市における災害リスク分析

(1) 本市における災害リスク

- ・居住誘導区域における水災害等のリスクを抽出するにあたり、全市域における「洪水」、「内水」、「土砂災害（大規模盛土造成地の滑動崩落含む）」における災害リスクに加え、「地震」における災害を含めた災害リスクを分析します。

表 5-1 災害リスクの概要

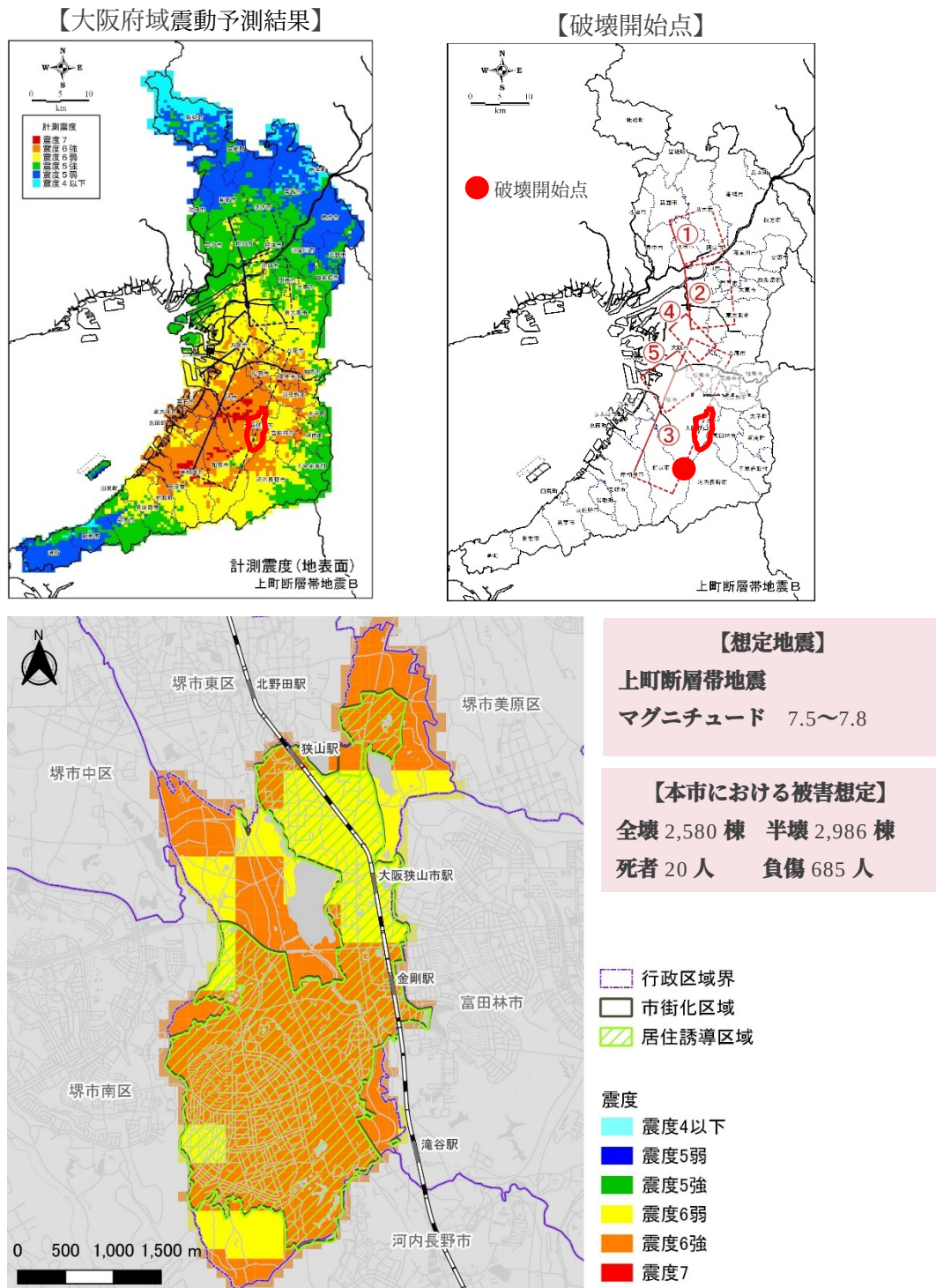
■：該当箇所が居住誘導区域に含まれる ■：該当箇所を居住誘導区域から除く
■：居住誘導区域に該当箇所なし

項目		区域図等	想定される区域の内容
地震		震動予測	府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害が想定
水害	洪水	想定最大規模降雨時の浸水深・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域	本市域内では、府が水防法第14条第1項の規定により、令和元年（2019年）11月に大和川水系西除川ブロック（西除川、三津屋川、東除川他）にかかる洪水浸水想定区域が指定され、おおむね1,000年に1回程度の降雨を想定。
		計画規模降雨時の浸水深	おおむね100年に1回程度の降雨を想定
	内水	想定最大規模降雨時の浸水深	本市で浸水被害が発生した令和元年8月19日の時間雨量70mm（狭山池ダム観測地点）の約2倍の降雨量となる、おおむね1,000年に1回程度の降雨（時間雨量147mm）を想定
土砂災害	土砂災害特別警戒区域		土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
	土砂災害警戒区域		土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
	砂防指定地		砂防三法指定区域
	地すべり防止区域		砂防指定地：「砂防法」（明治30年3月30日）
	急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域：地すべり等防止法」（昭和33年3月31日） 急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日）
大規模盛土造成地			谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するもの ・埋め型大規模盛土造成地：土の面積が3,000平方メートル以上 ・付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上

(2) 地震における災害リスク

本市における活断層による内陸直下型地震は、「上町断層帯地震」「生駒断層帯地震」「中央構造線断層帯地震」が想定されています。また、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では、東南海・南海地震が想定されています。

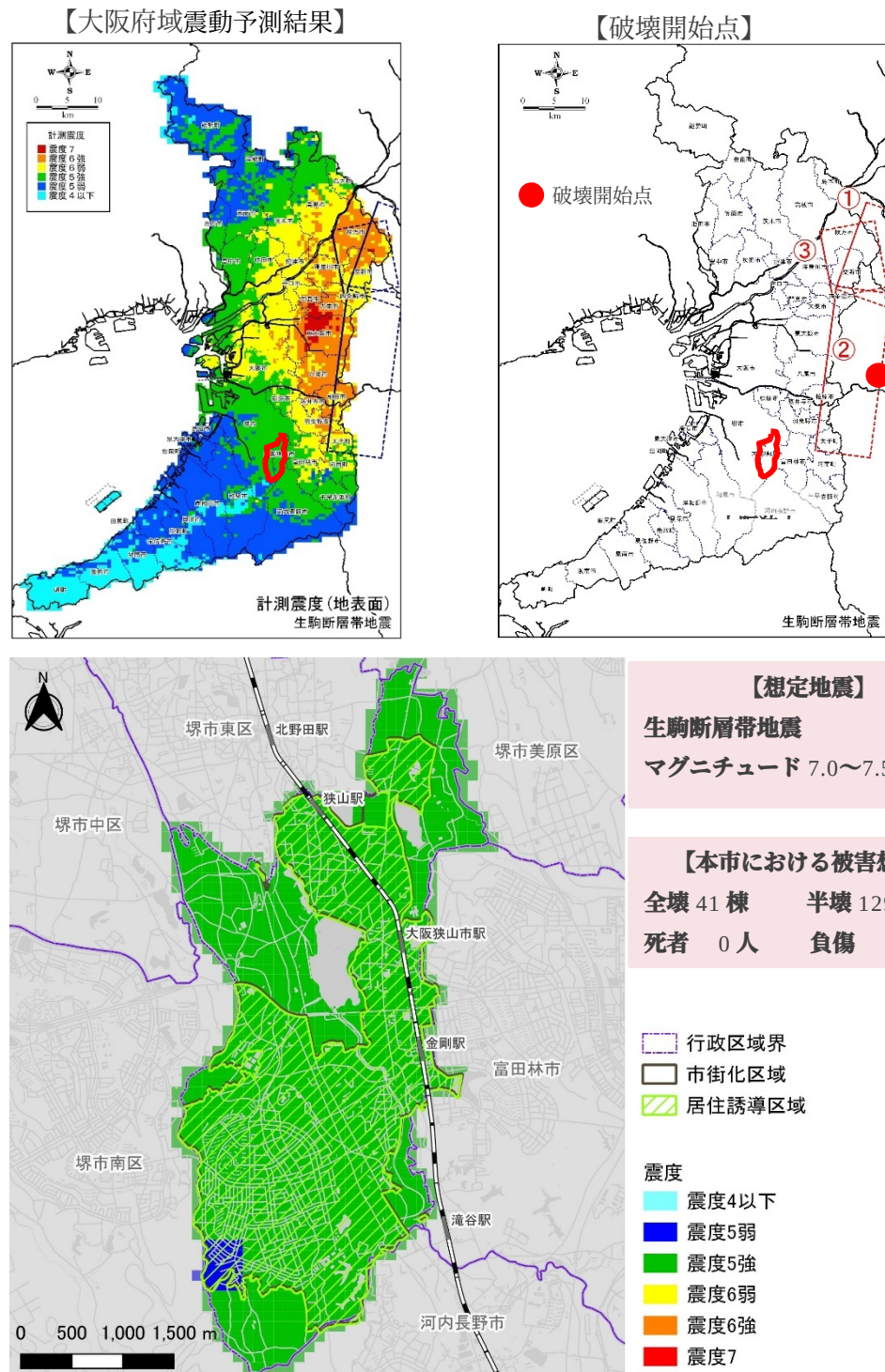
■上町断層帯地震の震度予想図



出典『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

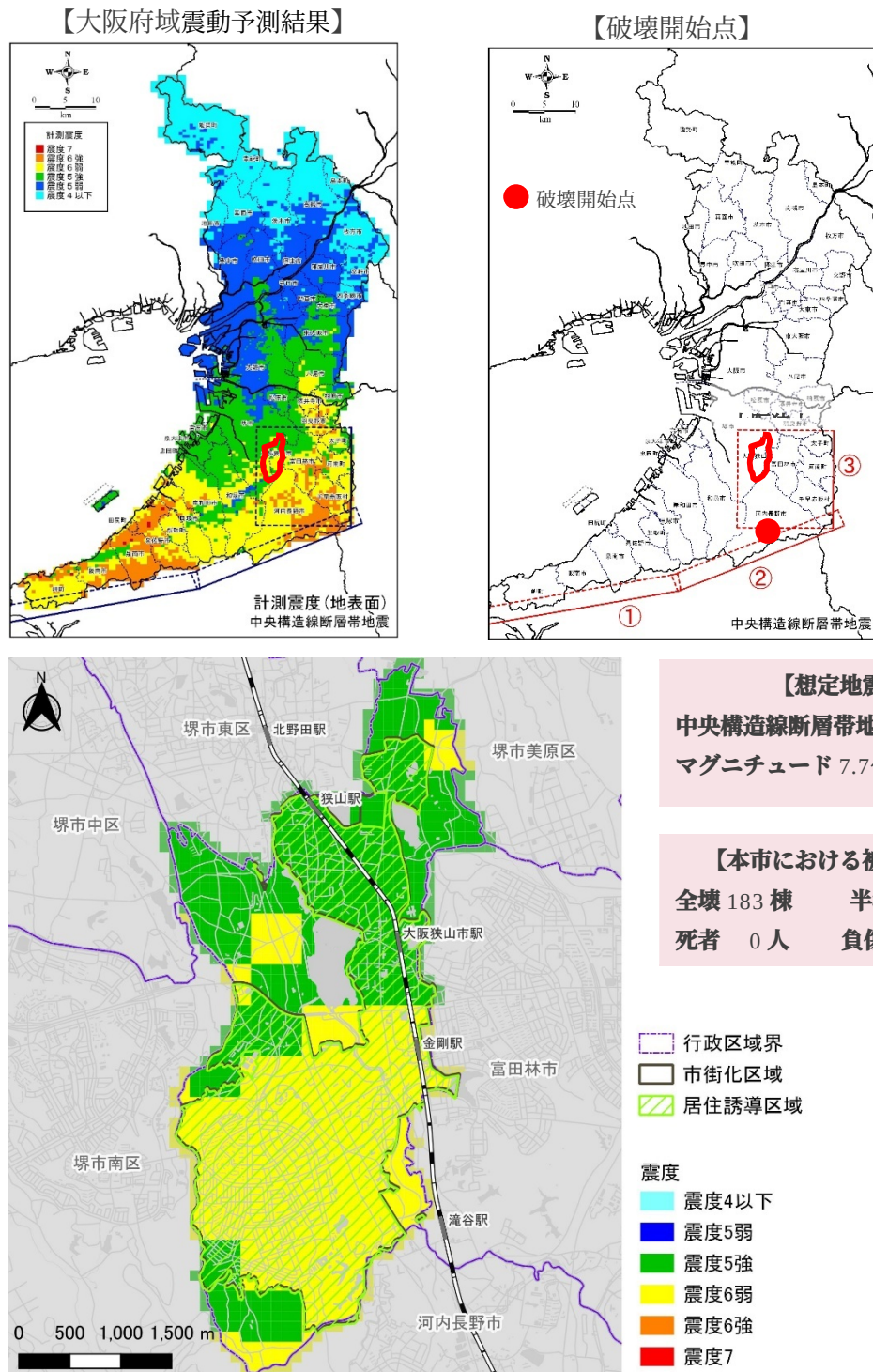
府内南部で強い揺れが想定される「上町断層帯地震 B」のケース

■生駒断層帯地震の震度予想図



出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書』(平成19年(2007年)3月)

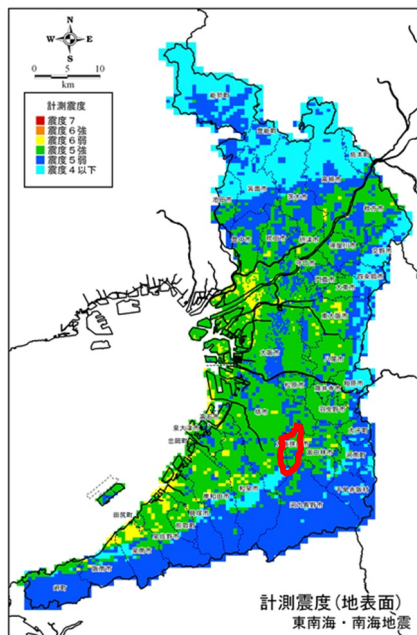
■中央構造線断層帯地震の震度予想図



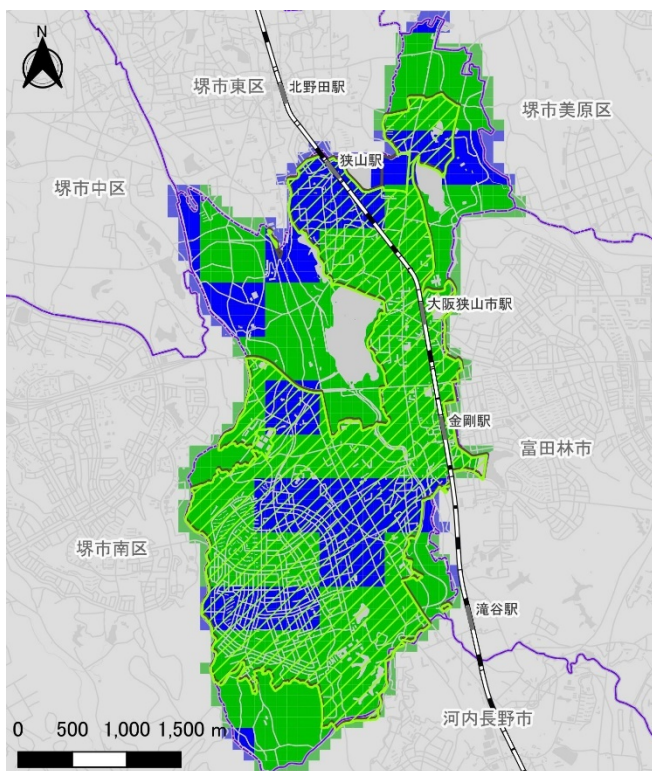
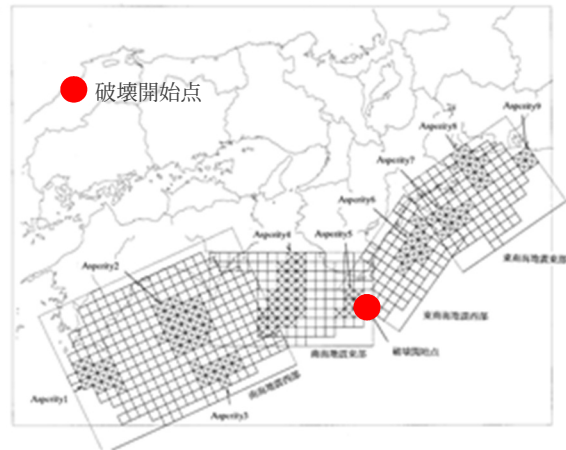
出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)

■ 東南海・南海地震の震度予想図

【大阪府域震動予測結果】



【破壊開始点】



【想定地震】

東南海・南海地震
マグニチュード 7.9～8.6

【本市における被害想定】

全壊 58 棟 半壊 172 棟
死者 0 人 負傷 32 人

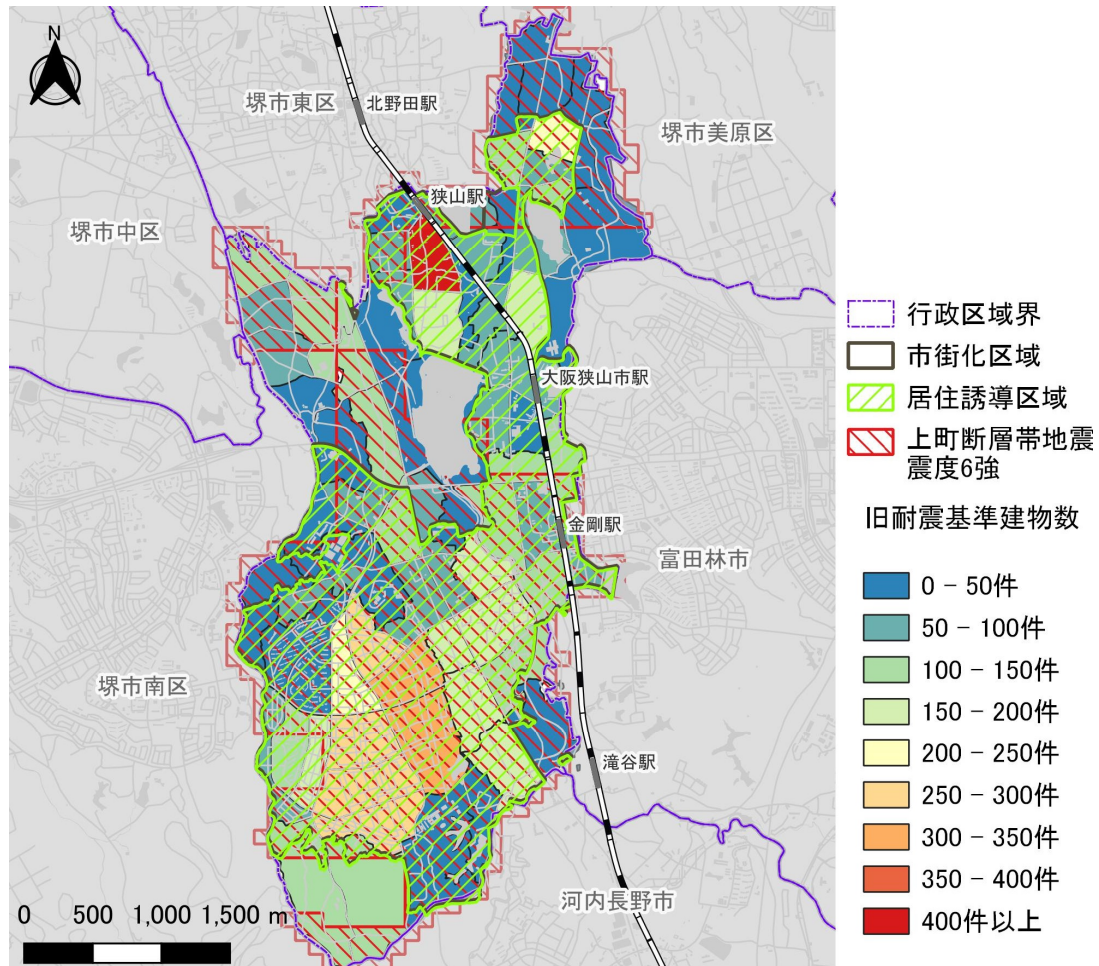
行政区境界
市街化区域
居住誘導区域

震度
震度4以下
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7

出典 『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

■上町断層帯地震×旧耐震基準建物数

居住誘導区域内の旧耐震基準建物は、全建物の約 37.8%となります。
また、本市に最も被害を及ぼすと想定される「上町断層帯地震」の震度 6 強の範囲かつ居住誘導区域内の建物は、全建物の約 34.3%となります。



出典)『大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書』(平成 19 年(2007 年)3 月)
H30 都市計画基礎調査「建物構造別床面積調査」結果

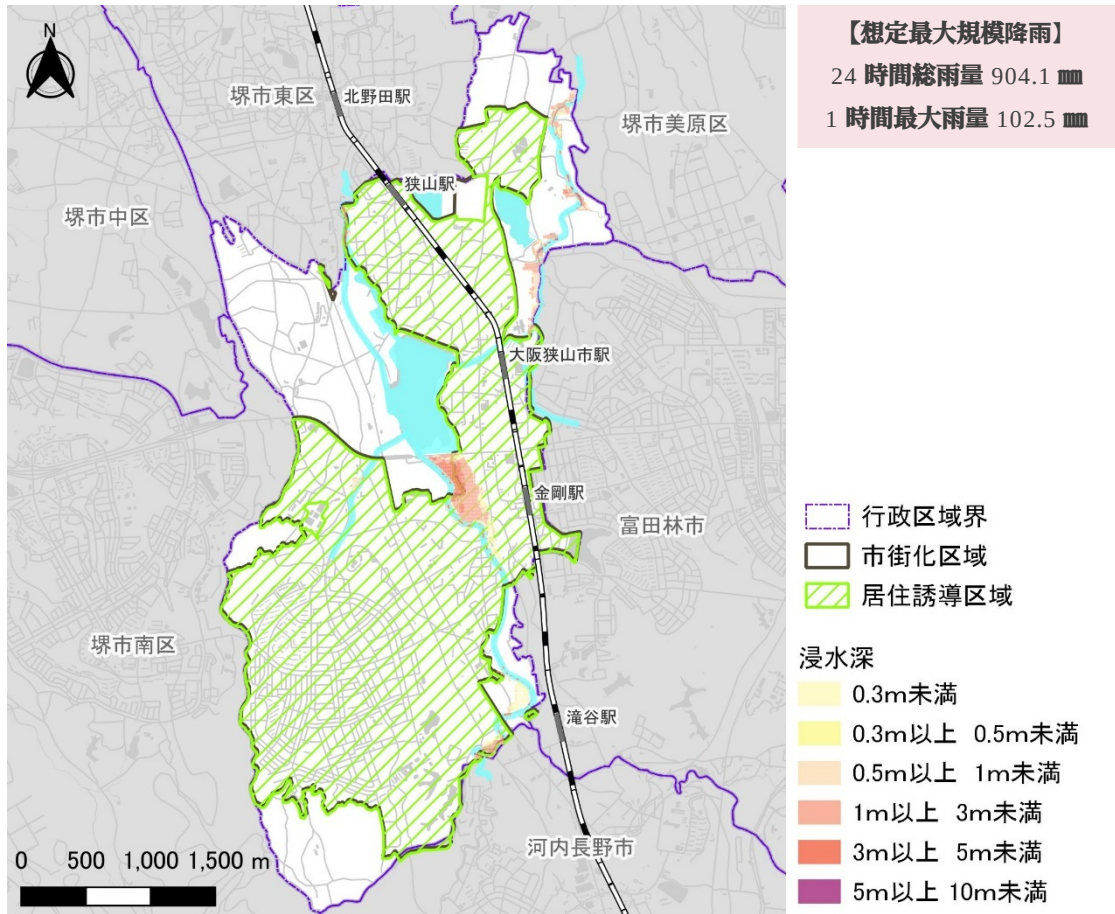
■旧耐震基準建物 (単位: 戸)

	建物総数	旧耐震基準建物	旧耐震基準建物率
市域全域	19,826	8,093	40.8%
内 上町断層帯地震 震度 6 強範囲	17,538 (88.5%)	7,396 (37.3%)	42.2%
居住誘導区域	18,539 (93.5%)	7,499 (37.8%)	40.4%
内 上町断層帯地震 震度 6 強範囲	16,398 (82.7%)	6,805 (34.3%)	41.5%

※ () 内の数値は、市域全域の建物総数に対する割合を示しています

(3) 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）における災害リスク

想定最大規模降雨は、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国においてそれぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量であり、年超過確率 1/1,000 としています。



出典）大阪狭山市ハザードマップ

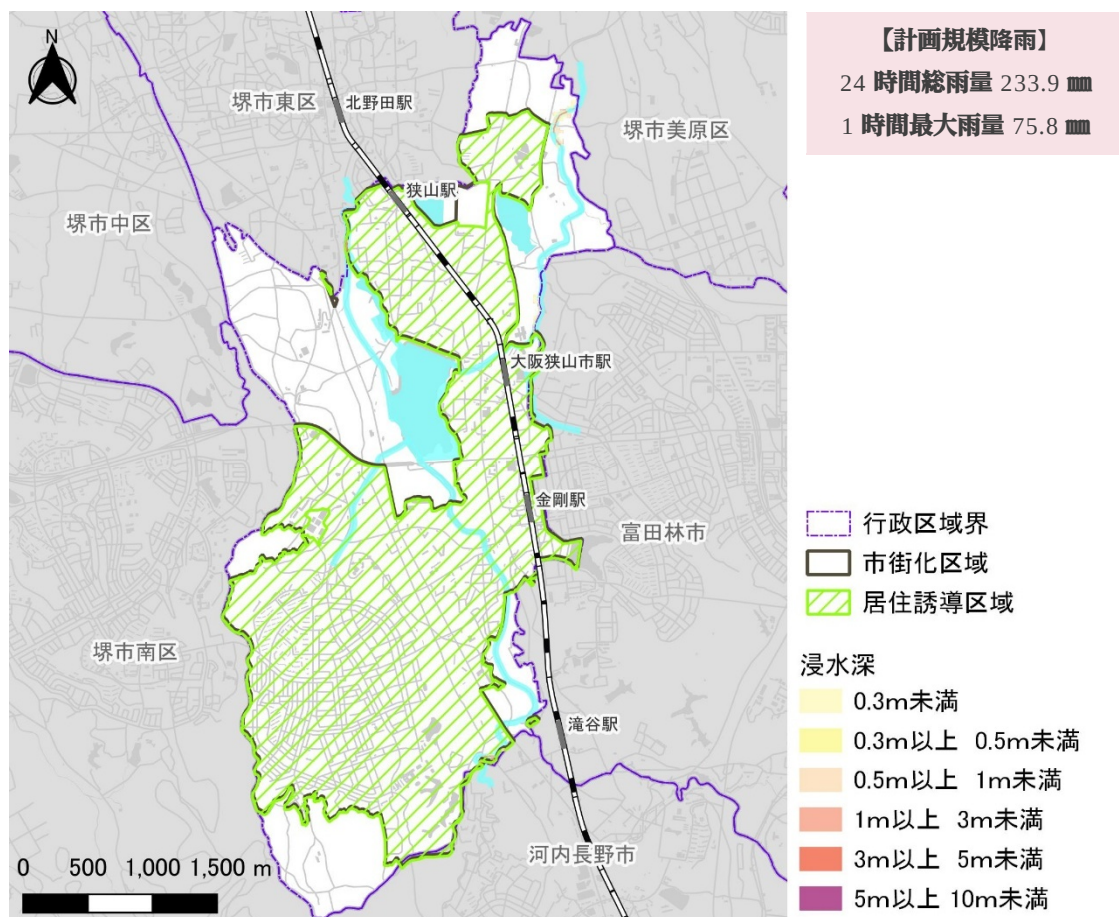
■浸水深別対象範囲面積（単位：ha）

浸水深	市域全域	居住誘導区域	居住誘導区域内の割合
0.3m未満	3.70	1.66	44.9%
0.3m以上 0.5m未満	2.40	1.27	52.8%
0.5m以上 1m未満	5.31	2.03	38.3%
1m以上 3m未満	13.39	7.53	56.3%
3m以上 5m未満	4.96	2.26	45.6%
5m以上 10m未満	0.49	0.23	46.7%
合計	30.25	14.99	49.6%

市域面積：1,196 ha	市域の 2.53%	市域の 1.25%
---------------	-----------	-----------

(4) 洪水浸水想定区域（計画規模降雨）における災害リスク

計画規模降雨とは、「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生状況などを考慮して定めるものとされており、大阪府内の河川では、概ね年超過確率 1/100 としています。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

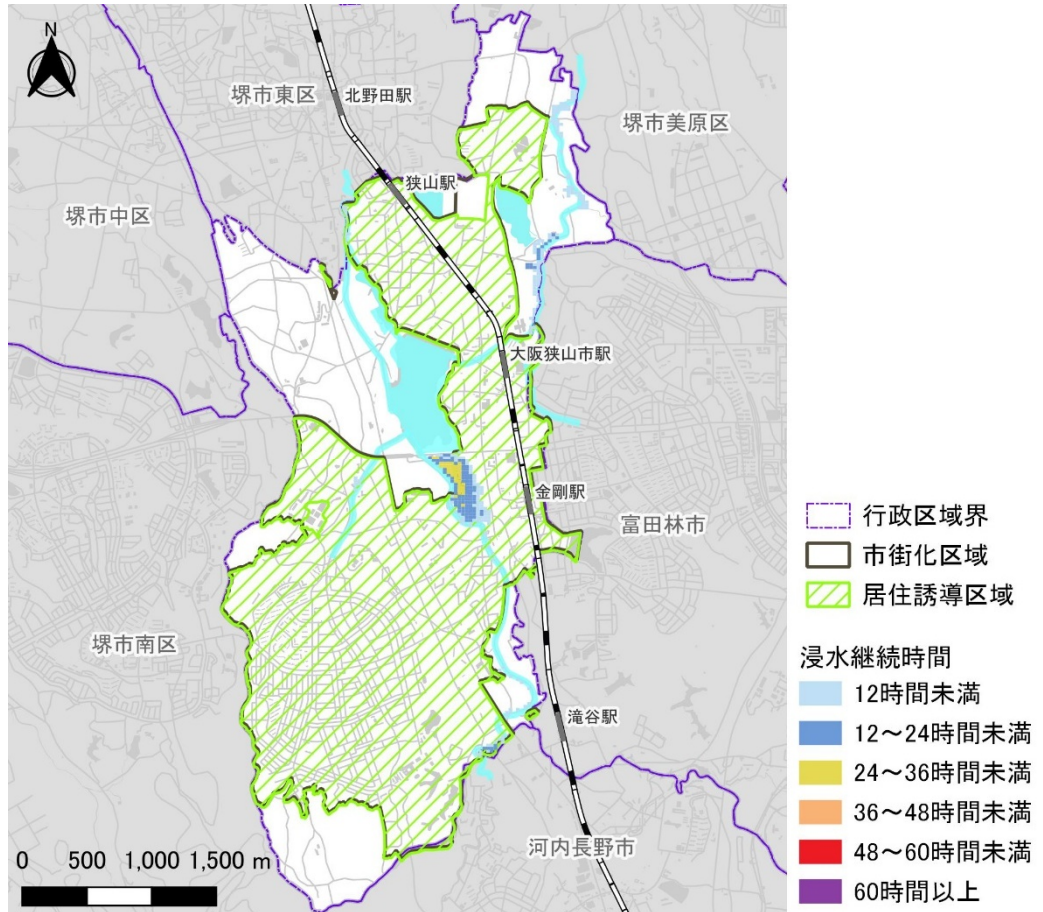
■浸水深別対象範囲面積（単位：ha）

浸水深	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (居住誘導区域)	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
0.3m未満	1.23	0.03	2.7%
0.3m以上 0.5m未満	0.50	0.02	3.3%
0.5m以上 1m未満	0.84	0.07	8.8%
1m以上 3m未満	0.55	0.20	36.9%
3m以上 5m未満	0.31	0.12	39.7%
5m以上 10m未満	0.01	0.01	88.6%
合計	3.45	0.46	13.3%

市域面積：1,196 ha	市域の 0.29%	市域の 0.04%
---------------	-----------	-----------

(5) 浸水継続時間における災害リスク

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深（50cm）を上回る時間の目安を示すものです。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

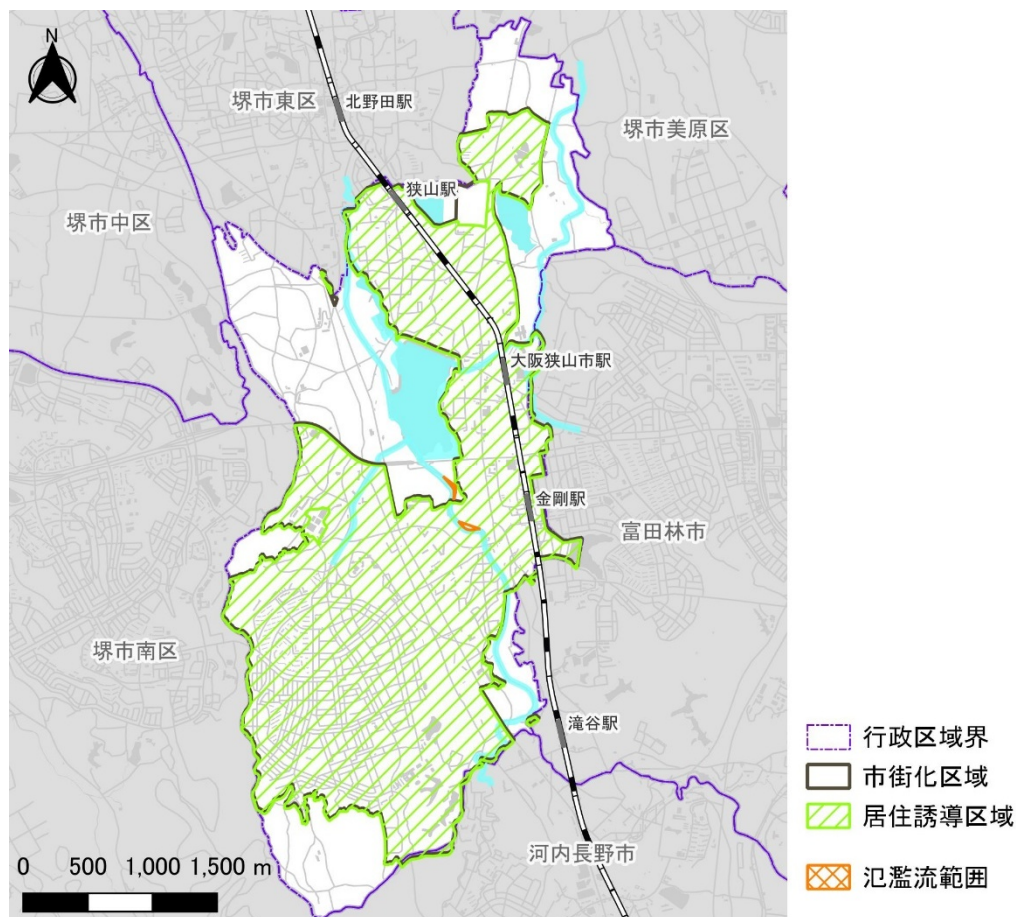
■ 浸水継続時間別対象範囲面積（単位：ha）

浸水継続時間	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (居住誘導区域)	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
12 時間未満	14.32	6.06	42.3%
12～24 時間未満	7.57	5.14	67.9%
24～36 時間未満	2.52	1.05	41.6%
36～48 時間未満	0.00	0.00	—
48～60 時間未満	0.00	0.00	—
60 時間以上	0.00	0.00	—
合計	24.41	12.25	50.2%

市域面積：1,196 ha	市域の 2.04%	市域の 1.02%
---------------	-----------	-----------

(6) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）による災害リスク

洪水で堤防が破堤（決壊）することで、河川から流れ込む水の力により、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域です。これは、木造2階建て家屋を想定しています。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

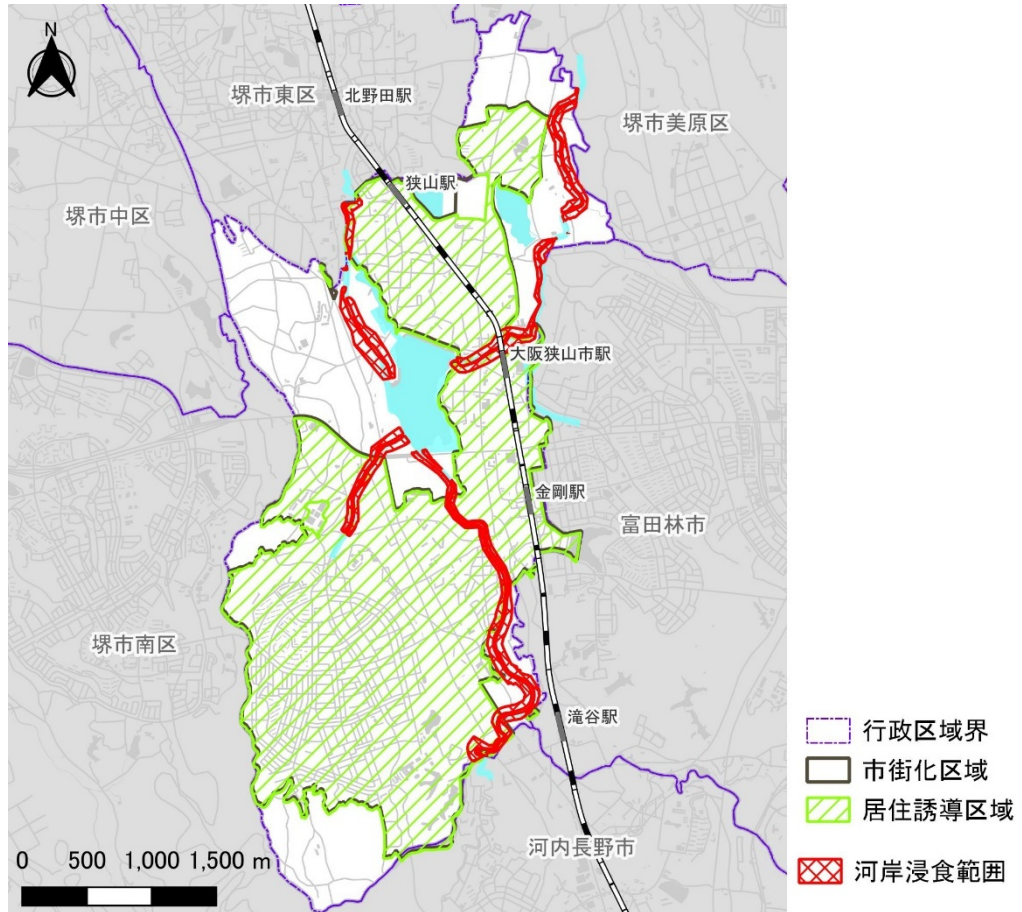
■ 氾濫流対象範囲面積（単位：ha）

	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (居住誘導区域)	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
氾濫流対象範囲	0.62	0.24	38.5%

市域面積：1,196 ha	市域の 0.05%	市域の 0.02%
---------------	-----------	-----------

(7) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）による災害リスク

洪水時の河川の激しい流れにより河岸が侵食され、土地が流出し、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域です。



出典) 大阪狭山市ハザードマップ

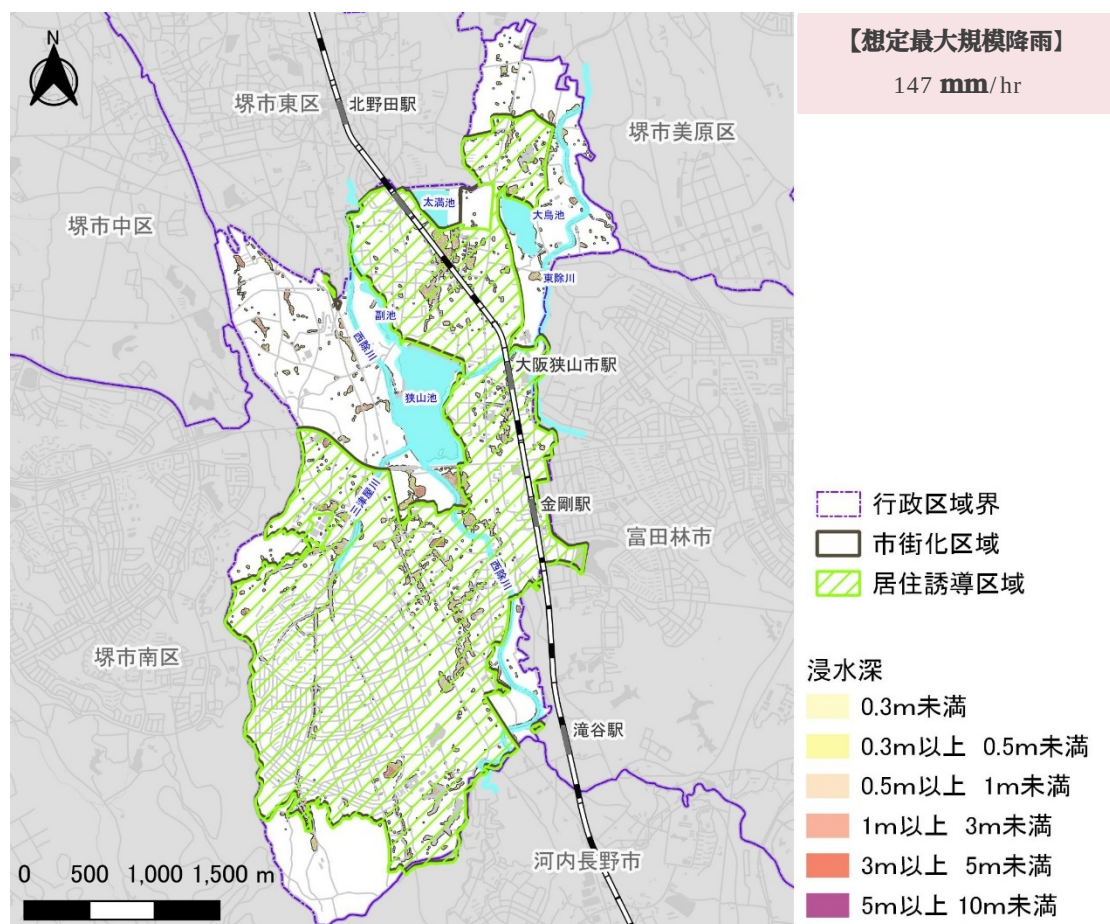
■ 河岸浸食対象範囲面積（単位：ha）

	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (居住誘導区域)	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
河岸浸食対象範囲	57.17	20.72	36.2%

市域面積：1,196 ha	市域の 4.78%	市域の 1.73%
---------------	-----------	-----------

(8) 内水浸水による災害分析

内水浸水は、近畿地域想定最大降雨量である時間雨量 147mmの降雨を想定し、浸水範囲と深さを示しています。また、時間雨量 147mmは、本市で浸水被害が発生した令和元年 8 月 19 日の時間雨量 70mm（狭山池ダム観測地点）の約 2 倍の降雨量です。



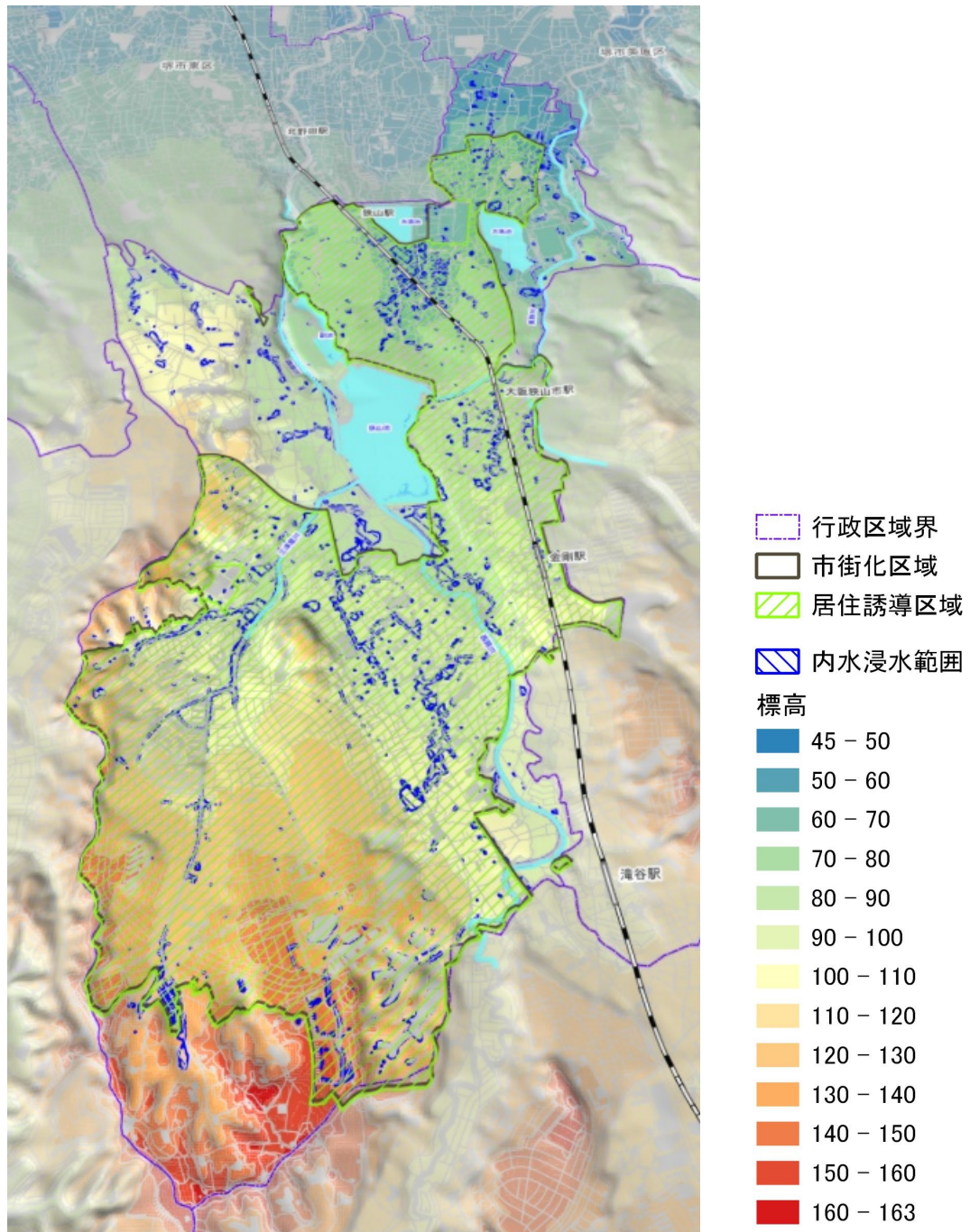
出典) 内水ハザードマップ (大阪狭山市、令和2年3月)

■浸水深別対象範囲面積（単位：ha）

浸水深	対象範囲面積 (市域全域)	対象範囲面積 (居住誘導区域)	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
0.3m未満	30.02	16.61	55.3%
0.3m以上 0.5m未満	26.71	14.44	54.0%
0.5m以上 1m未満	20.86	12.06	57.8%
1m以上 3m未満	9.07	4.06	44.8%
3m以上 5m未満	0.40	0.02	5.8%
5m以上 10m未満	0.05	0.00	0.0%
合計	87.12	47.19	54.2%

市域面積：1,196 ha	市域の 7.28%	市域の 3.95%
---------------	-----------	-----------

内水浸水する範囲は、地形的に周辺の地域よりも標高が低くなっている地域などは水が溜まりやすい特徴があり、相対的に浸水しやすい傾向があります。



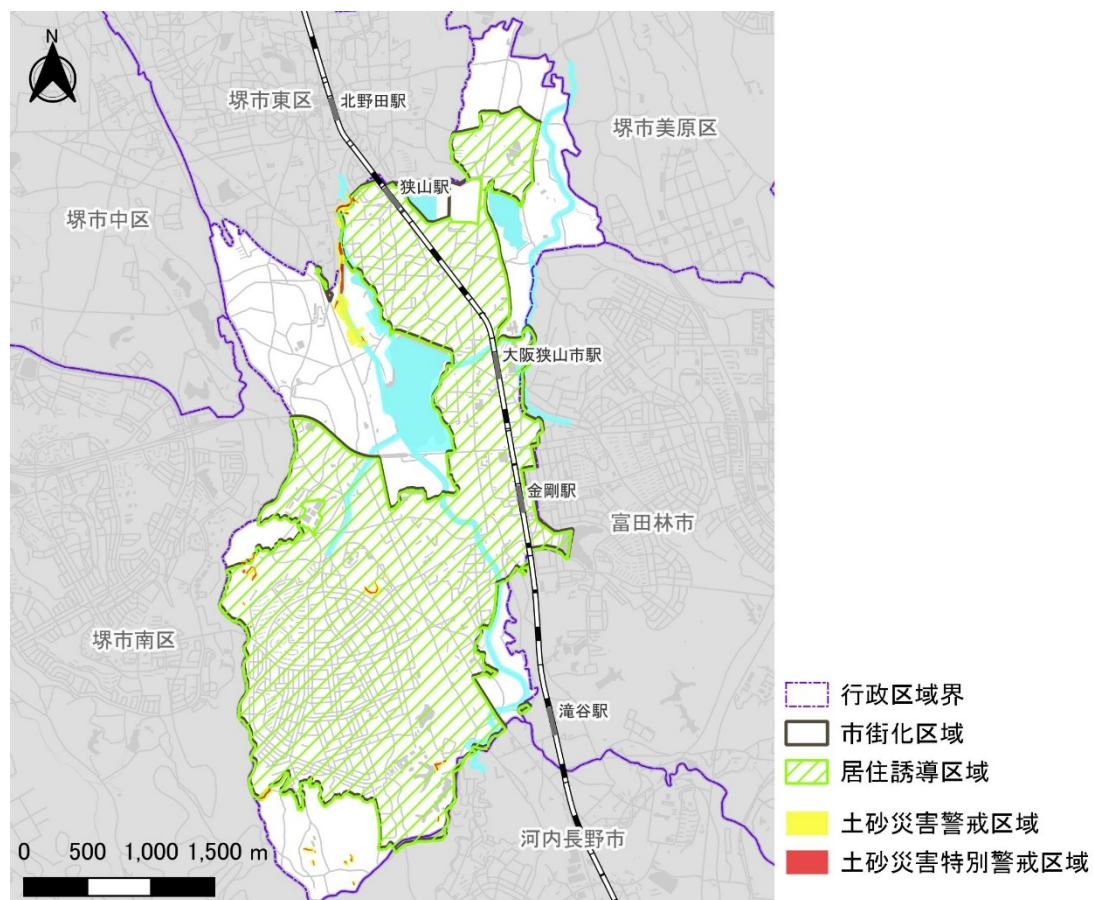
出典) 内水ハザードマップ (大阪狭山市、令和2年3月)

(9) 土砂災害による災害リスク

「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」（平成 13 年 4 月 1 日施行）により、土砂災害のおそれのある箇所の周知、戒避難体制の整備による土砂災害からの住民の生命及び身体の保護、危険箇所への新規住宅等の立地抑制を目的とし、区域を定めています。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）は、災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）は、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、居住誘導区域にはこの区域を除外します。



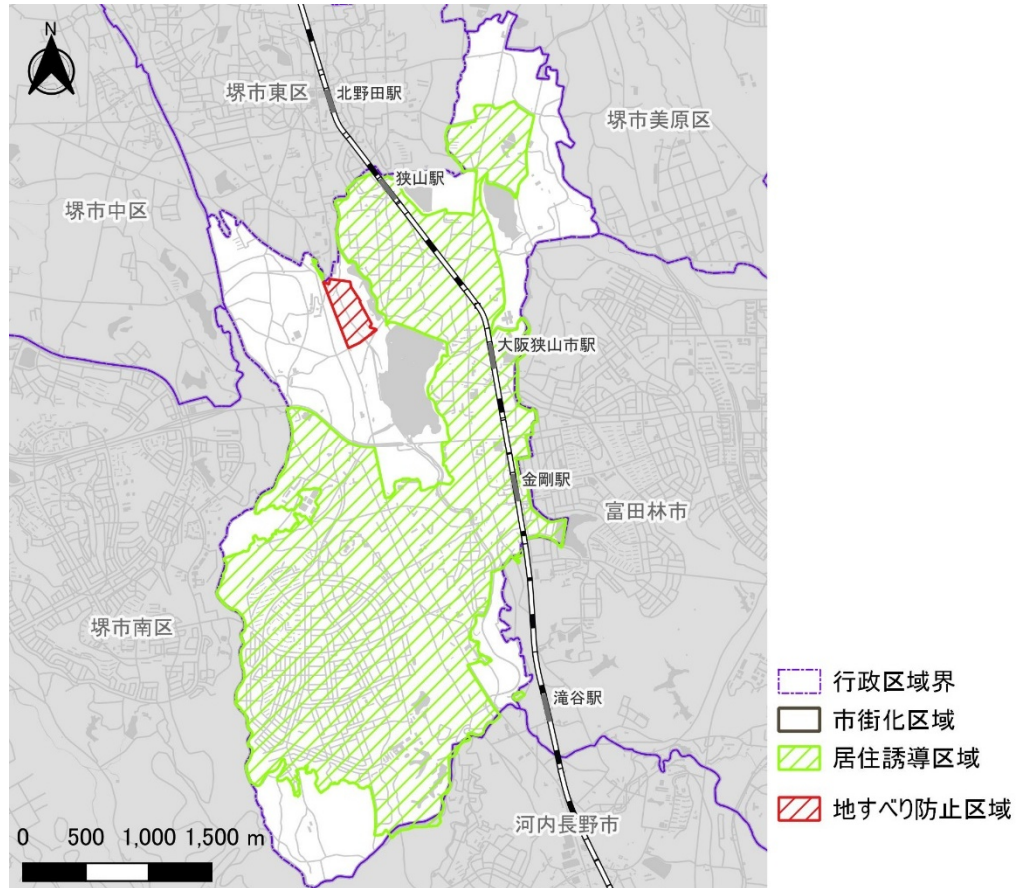
出典）国土数値情報「令和 4 年 土砂災害警戒区域データ」

■土砂災害警戒区域指定面積（単位：ha）

	対象範囲面積 （市域全域）	対象範囲面積 （居住誘導区域）	対象範囲面積の内 居住誘導区域の割合
土砂災害警戒区域	8.53	2.37	30.7%
市域面積：1,196 ha	市域の 0.71%	市域の 0.20%	
土砂災害特別警戒区域	2.24	0.94	41.9%
市域面積：1,196 ha	市域の 0.19%	市域の 0.07%	

■砂防三法指定区域

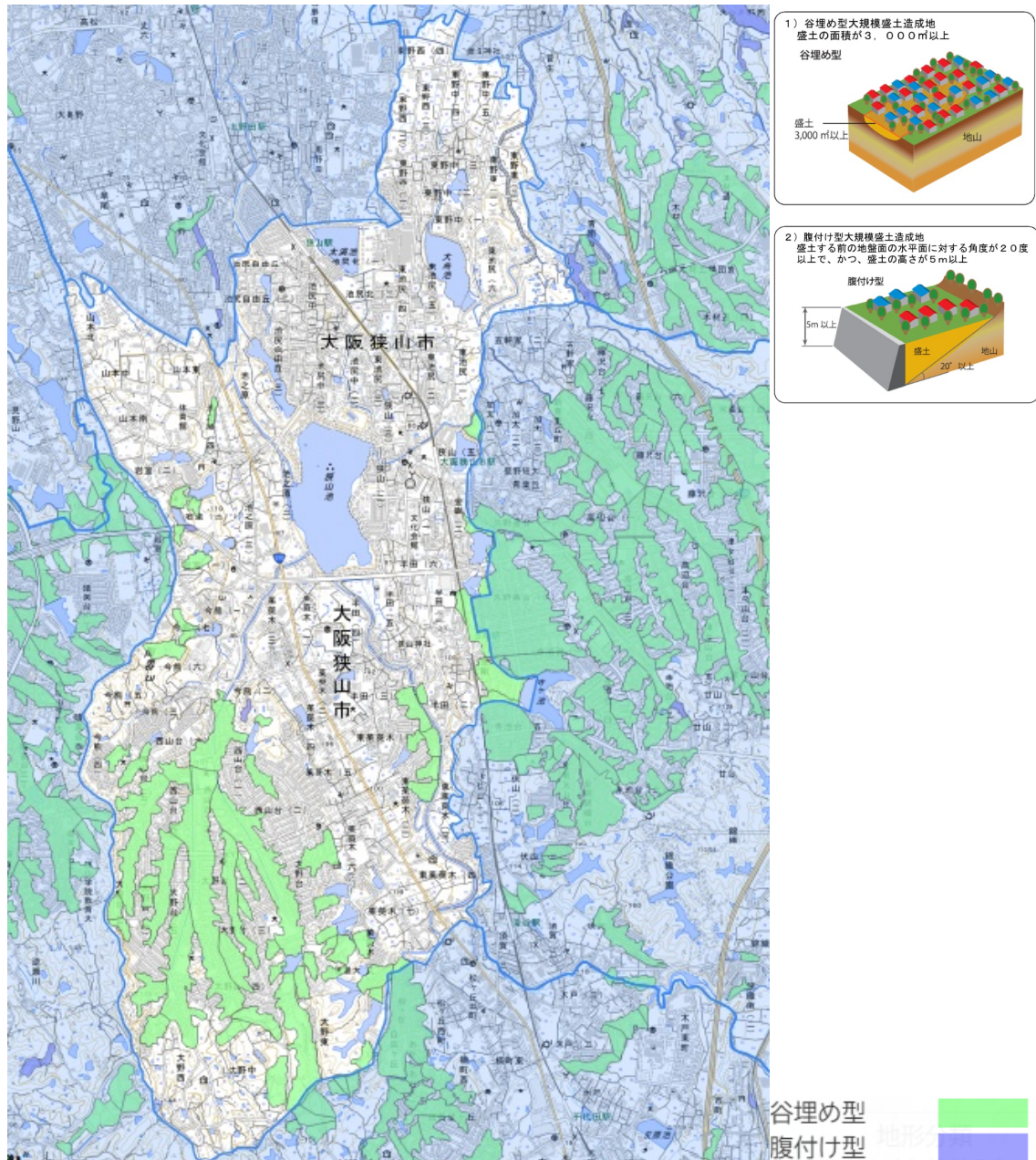
砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域は、市に指定されている区域はありません。地すべり防止区域は指定されている区域がありますが、居住誘導区域に含まれていません。



出典) 国土数値情報「令和3年 地すべり防止区域データ」

(10) 大規模盛土造成地による災害リスク

谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」といいます。盛土の面積が 3,000 平方メートル以上の土地を「谷埋め型大規模盛土造成地」、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上の土地を「腹付け型大規模盛土造成地」とし、造成前と造成後の地形図を重ね合わせることで、おおむねの位置と範囲を抽出したものです。



出典：ハザードマップポータルサイト「大規模盛土造成地」 | 国土交通省

5-3. 災害リスクの課題整理と取組方針

(1) 災害リスクの重ね合わせによる課題の抽出

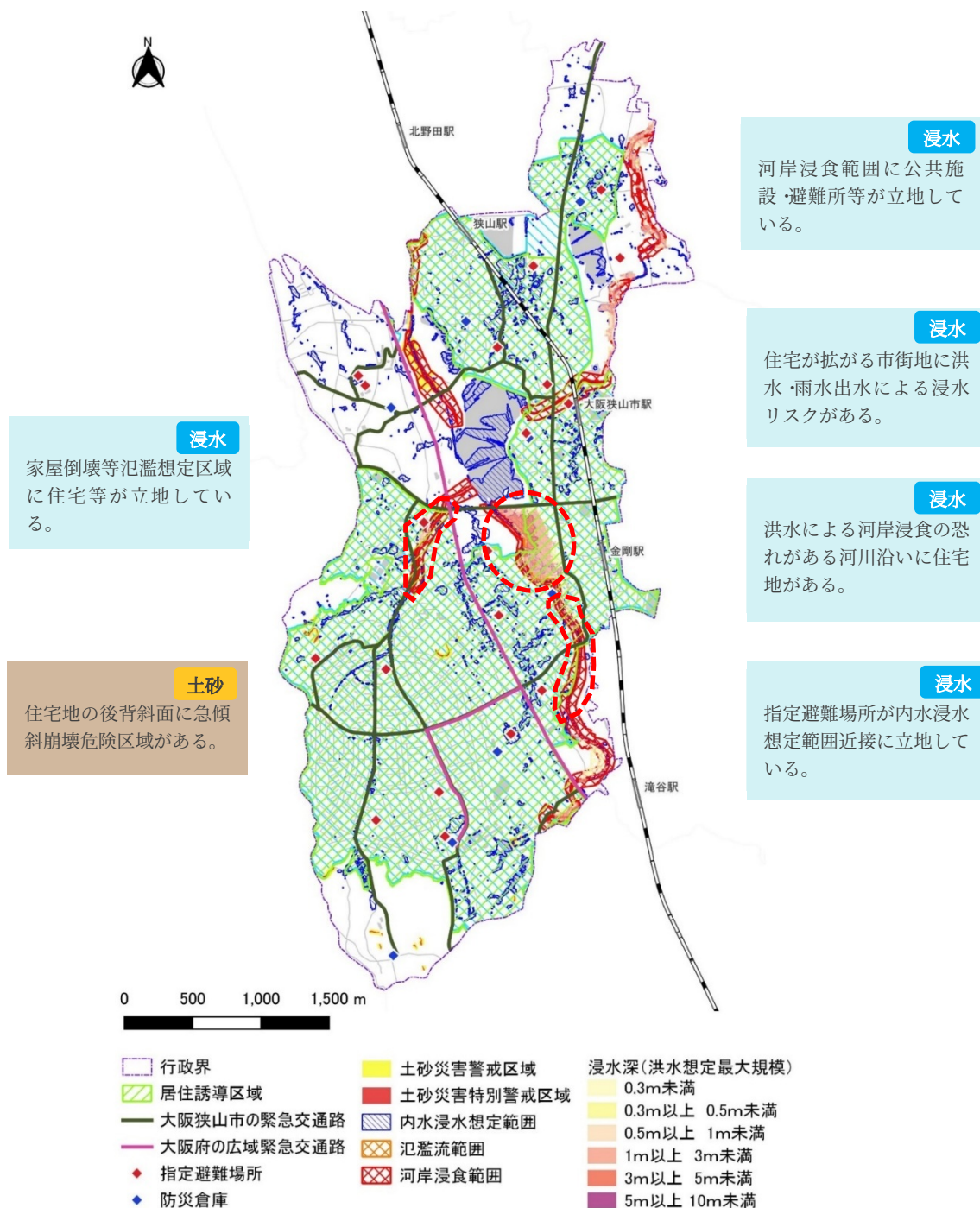


図 5-1 本市における主な災害リスク

※地震における災害リスクは、市全域に及ぶため作図に含めておりません。

(2) 地震による課題と取組みの方向性

- ・府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による被害が市域全域で想定されています。

【災害リスクの課題】

- ・大規模地震に備え、避難所としての位置づけなど、防災上の重要度を踏まえたうえで、公共建築物の耐震化を進めるとともに、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ・既成市街地においては、袋小路や狭あいな道路が多く、古い建築物も多いことから、災害時の避難・救助活動が可能な道路環境への改善や、耐震性・不燃性の高い市街地形成を進める必要があります。

【方向性】

項目	内容
道路・交通施設の整備	・幹線道路をはじめとする道路の整備を促進 ・新規道路の整備、既存道路の幅員の拡幅等 ・歩道の整備により、避難路、延焼遮断空間強化
空家等総合対策	・管理されていない空家が防災等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、危険な空家の除却及び空家の適切な管理を促進する。
民間建築物の耐震化の促進	・住宅は令和 9 年度（2027 年度）末までに耐震化率を 95%を目標 ・特定既存耐震化不適格建築物（民間建築物）は、令和 4 年度（2022 年度）末までに耐震化率を 95%を目標
市有建築物の耐震化の促進	・市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）については市民・利用者の安全と公共機能の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施
建築物の不燃化及び延焼抑制の促進	・延焼遮断空間としての機能を有する狭あい道路の環境改善や都市公園等の空間整備 ・一定規模以上の開発において防火水槽の設置を促進

(3) 水害による課題と取組みの方向性

- ・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域は、市域の 2.53% (30.25ha)、居住誘導区域内においては、市域の 1.25% (14.99ha) と想定されており、家屋倒壊等氾濫想定区域も居住誘導区域内に想定されています。
- ・ 内水浸水想定区域は、市域の 7.28% (87.12ha)、居住誘導区域内においては市域の 3.95% (47.19ha) が想定されています。

【災害リスクの課題】

- ・ 大規模な風水害に備え、危険箇所の把握、浸水対策をはじめとする災害防止対策についてハード・ソフトの両面で一体的な対策を実施するとともに、減災の観点から災害発生時の被害を最小限に抑える取組みを進める必要があります。
- ・ 都市で発生した雨水を適切に排水するため、流域治水※の観点から河川管理者である大阪府との連携により河川改修事業等を促進するとともに、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設、水路や道路側溝等への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修工事を計画的に進める必要があります。

【方向性】

項目	内容
下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進	・ 雨水排水の計画区域の整備率は、概ね 50%であり、今後も浸水被害を防止するための整備を推進
ため池の減災・防災対策	・ 大阪府や関係団体と連携してため池の安全な維持管理 ・ 大阪府と連携し、ため池ハザードマップの作成ならびに市民への周知及び活用の働きかけ
河川整備	・ 治水安全度の向上を図り、計画対象区間において、現況河道の法線の是正や拡幅、掘削等の実施
緊急安全確保の周知・意識啓発	・ 避難指示等が発令された場合の避難行動を、市民自らの判断で「屋内安全確保」、「垂直避難（上階等移動）」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことを市民へ平常時から周知

(4) 土砂災害による課題と取組みの方向性

- ・土砂災害警戒区域は、市域の 0.71% (8.53ha)、居住誘導区域内においては、市域の 0.20% (2.37ha) が指定されています。
- ・土砂災害特別警戒区域は、市域の 0.19% (2.24ha)、居住誘導区域内においては、市域の 0.07% (0.94ha) が指定されています。
- ・狭山ニュータウン地区を中心に盛土で谷間を埋めて形成された造成地が存在しています。

【災害リスクの課題】

- ・大規模な風水害や地震等に起因して発生する土砂災害に備え、早期の事前防災を推進する必要があります。
- ・市民等が大規模地震に備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる必要があります。

【方向性】

項目	内容
土砂災害対策	・土砂災害警戒区域等について、当該地域住民に防災マップ等にて周知するとともに、土砂災害に関する情報伝達が迅速かつ的確に実施できるよう伝達機器の整備を進める ・土砂災害特別警戒区域内に位置する既存不適格住宅について、移転や補強等の補助制度の周知及び活用を働きかけ、被害の防止・軽減に努める
大規模盛土造成地マップの周知	・普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。

(5) 取組推進にあたって

- ・居住誘導区域における災害リスクの減災・防災まちづくりに向けた課題に対し、災害リスク回避、災害リスク低減を総合的に組み合わせ、取組方針として定めるものとします。

関連計画と連携を図り、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等と適切な連携のもと役割分担のうえ取り組みます。

- ・市全域における災害リスクに関する対策は、「大阪狭山市地域防災計画（令和4年3月）」、「大阪狭山市強靱化地域計画（令和3年3月）」や、その他関連計画（「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」、「大阪狭山市みどりの基本計画」、「道路の整備に関するプログラム」等）と連携を図ります。
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則に、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等と適切な連携のもと役割分担して取り組みます。
- ・広域災害に備え、堺市及び中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村との災害時相互応援協定に基づき、自治体間における連携強化を進めます。

災害に強い市街地の形成をめざし、各種事業と連携します。

- ・大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- ・市内の緊急交通路や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。

減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

- ・公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化や、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、災害時における都市の被害を最小に抑えるとともに、早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

具体的な取組内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

5-4. 取組内容、取組スケジュール

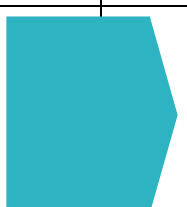
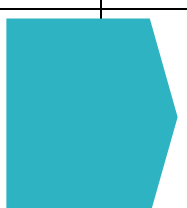
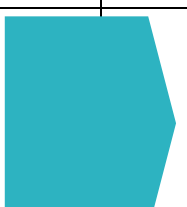
(1) 取組内容と取組スケジュール

- ・災害リスクの整理より、居住を誘導する居住誘導区域にも災害リスクが含まれることが確認されていることから、各部署で進める取組みを継続して推進し、災害リスクの回避と、ハード・ソフトの両面での対策による災害リスクの低減を図り、安全な居住空間の形成を図ります。

表 5-2 災害リスクに対する取組内容及びスケジュール (記載イメージ)

リスク	実施主体	ターゲット	取組内容	実施時期	
				令和 7 年度まで	令和 8 ~12 年度
地震	市	市全域	①道路・交通施設の整備 ハード対 ● 道路の整備に関するプログラムに基づき、道路の整備や幅員の拡幅等を行う。 ● 大阪狭山市通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全施設の整備等を行う。 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画、道路の整備に関するプログラム、大阪狭山市通学路交通安全プログラム		
			②空家等総合対策 ソフト対策 ● 既存民間建築物除却補助金制度の周知・利活用促進 【関連計画】 大阪狭山市空家等対策計画		
地震	市	市全域	③民間住宅・建築物の耐震化の促進 ハード対 ● 耐震化率：住宅（95%）、特定既存耐震不適格建築物（95%） 【関連計画】 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画、大阪狭山市都市計画マスタープラン、大阪狭山市地域防災計画		
地震	市	市全域	④市有建築物の耐震化 ハード対 ● 防災上の重要度に応じた耐震対策の実施 【関連計画】 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画、大阪狭山市都市計画マスタープラン、大阪狭山市地域防災計画		
地震	市	市全域	⑤建築物の不燃化及び延焼抑制の促進 ハード対 ● 公園施設長寿命化計画に基づく施設の長寿命化 ● 水とみどりのネットワーク構想に基づく整備 ● 消防用水の確保対策耐震性防火水槽の整備・促進 【関連計画】 大阪狭山市みどりの基本計画、大阪狭山市地域防災計画		
水害	市	市全域	⑥下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進 ハード対 ● 地大阪狭山市下水道ビジョン 2019 に基づく施設の整備と対策の推進 【関連計画】 大阪狭山市都市計画マスタープラン、大阪狭山市地域防災計画、大阪狭山市下水道ビジョン 2019		

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

水害	市	市全域	⑦ため池の減災・防災対策 ソフト対策 - ため池ハザードマップ作成数 5 箇所（合計 12 箇所） - ため池ハザードマップの周知 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画	
水害	府	対象区間	⑧河川整備 ハード対策 西除川（天野大橋下流～天野橋区間）の法線の是正や拡幅、掘削 【関連計画】 大和川水系西除川ブロック河川整備計画	
水害	市	市全域	⑨緊急安全確保の周知・意識啓発 ソフト対策 市民自らの判断で「屋内安全確保」、「垂直避難（上階等移動）」を行う等を平常時から周知 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画	
土砂災害	市	市全域	⑩土砂災害対策 ハード対策 - 情報伝達機器の検討・整備 - 土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強事業補助金の活用 1 件/年 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画	
土砂災害	市	市全域	⑪大規模盛土造成地マップの周知 ソフト対策 台風や大雨など災害発生のある場合に備え宅地防災パトロールの実施 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画	
全般	市	市全域	⑫地域における防災力の向上 ソフト対策 - ハザードマップの周知・啓発 - 自主防災組織結成率 82%（令和 7 年度末 80%） - 防災士資格取得者数 80 人（令和 7 年度末 60 人） 【関連計画】 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画、大阪狭山市地域防災計画	
全般	市	市全域	⑬消防団の機能強化 ソフト対策 大阪狭山市消防団（11 分団）消防団員 120 人 【関連計画】 大阪狭山市地域防災計画	

第 6 章 公共交通ネットワーク

本章では、コンパクトシティ＋ネットワークのまちづくり推進にあたり、日常生活圏を相互に結ぶ公共交通について、ネットワークの形成方針や維持・充実に向けた考え方等を示します。

第 6 章 公共交通ネットワーク

本章では、住民の日常生活圏を踏まえたコンパクトシティ＋ネットワークのまちづくりを推進するため、公共交通ネットワークの方針や維持・充実に向けた施策について示します。

6-1. 公共交通ネットワーク検討の必要性

市の将来像実現に向けたまちのリメイクにあたり、住民の生活を支える都市機能と居住を集約・誘導することに加え、まちづくりと連動した公共交通ネットワークの再構築が重要です。

本市では、市内を南海電鉄高野線が南北に縦貫しており、狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅の 3 駅があり、大阪都心部までは概ね 25 分でアクセスできる状況にあります。バス交通については、南海バスが運営する市循環バスと路線バス、近鉄バスが運営する路線バスが、市全域で運行しており、主要な公共施設や交通結節点である鉄道駅をはじめとする、都市拠点へ容易にアクセスできるなど、既にコンパクトシティ＋ネットワークによる都市構造が形成されています。また、都市計画マスタープランでは、住民の都市活動の状況から、本市は①大阪南部の広域都市圏において、多様化する居住ニーズに応える高質な住まいを供給していること、②近隣都市と利便性を補完し合う「日常生活圏」を形成していること、③さまざまな地域資源とつながる余暇活動の場を提供していることが示されています。

このような状況を踏まえ、“生涯住み続けたいまち”として生活利便性を維持・向上していくためには、都市構造の立地適正化など市全体のまちづくりに関する取組みと、住民の生活実態や日常生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成に関する取組みについて、近隣市及び関係機関等と連携しながら、一体的に検討し取り組む必要があります。

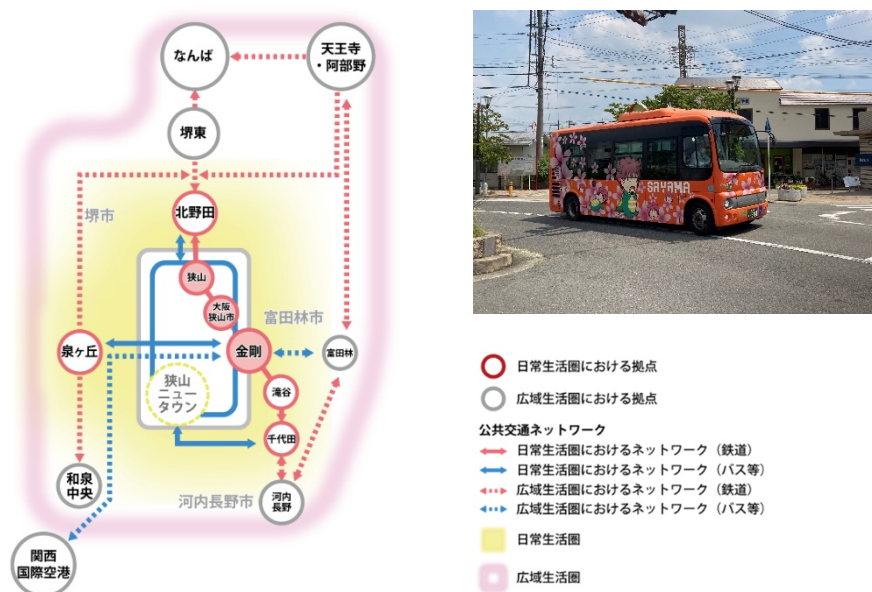


図 6-1 生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成イメージ

6-2. 公共交通ネットワークの方針

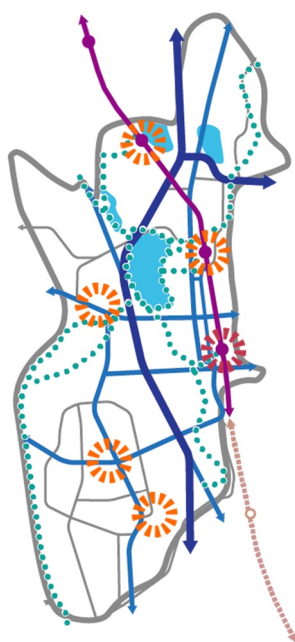
第2章において、公共交通ネットワークの方針として「生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上」と定め、「交通結節点の利便性・空間価値の向上」を位置づけています。

本節においては、この方針を踏まえたうえで、「公共交通の利便性向上と利用促進」、「広域公共交通ネットワークの形成」、「交通結節点の空間価値・機能の維持向上」の3つの視点から、より具体的な方向性や位置づけを示します。

(1) 公共交通の利便性向上と利用促進

持続可能な公共交通環境を実現するためには、公共交通事業者や市民等、関係機関と連携し、利便性の高い公共交通の実現と利用促進に取り組む必要があります。そのためには、住民の日常生活圏や移動環境に関する住民ニーズ等も踏まえ、持続可能な運営環境について検討するとともに、交通結節点周辺においてはあらゆる移動手段の快適かつ円滑な乗り換え環境の形成や、IoT等の技術を活用した各交通サービス間連携、周辺道路や歩行者空間の環境改善、バリアフリー化等について検討します。

また、天野街道や狭山池、河川沿いの遊歩道の屋外空間をはじめとする水とみどりのネットワークや、住民の日常生活に利用されている歩行者空間であるウォーカブルネットワークとも連携した移動環境の構築について検討します。



 : 交通結節点

【交通結節点に求められる機能】

- 異なる交通手段（鉄道と徒歩、自転車、バス、タクシー等との乗り換え）を相互に連絡し、さまざまな交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供するものであり、相当程度の利用が期待されるものとして、交通広場等の「自動車滞留等空間」、安全かつ円滑な歩行者空間等をネットワーク区間として確保する「歩行者・自転車空間」、道路情報やバス等の公共交通情報等の提供される情報板等の「交通連携情報施設」等の機能が求められる。

【ウォーカブルネットワーク】

- 天野街道や狭山池、河川沿いの遊歩道の屋外空間をはじめとする水とみどりのネットワーク
- 主要な交通軸（骨格道路）における歩行者空間、中心市街地拠点や近隣中心拠点周辺の居心地が良く歩きたくなるまちなかを結ぶウォーカブルネットワーク

図 6-2 交通結節点とウォーカブルネットワーク形成のイメージ

(2) 広域公共交通ネットワークの形成

都市計画マスタープランでは、住民の生活実態や日常生活圏を踏まえた公共交通ネットワークの実現に向け、市域を超えた公共交通ネットワークを位置づけています。これを契機に、令和5年（2023年）2月には住民の日常生活圏を踏まえた市循環バスの路線見直しを行い、堺市の北野田駅や美原区（黒山警察署周辺）へ乗り入れるバスルート of 改正を行うなど、南北方向の広域交通ネットワークの強化に着手しています。

一方で、狭山ニュータウン地区に隣接している堺市の泉北ニュータウンや泉ヶ丘駅についても、住民の日常生活圏であるとともに、これら都市拠点への交通アクセスのニーズは高い状況にあります。

第2章で示したように、令和2年（2020年）に行った市循環バス利用実態のアンケート調査において、市域外の鉄道駅で新たにバス停の設置を希望する場所として、泉ヶ丘駅（60.3%）が最も多く、次いで北野田駅（48.1%）、富田林駅（34.6%）となっており、北野田駅はすでに市循環バス路線を延伸したことから、今後はニーズの高い泉ヶ丘駅と富田林駅を含めた東西方向の広域交通ネットワークの検討を進めます。

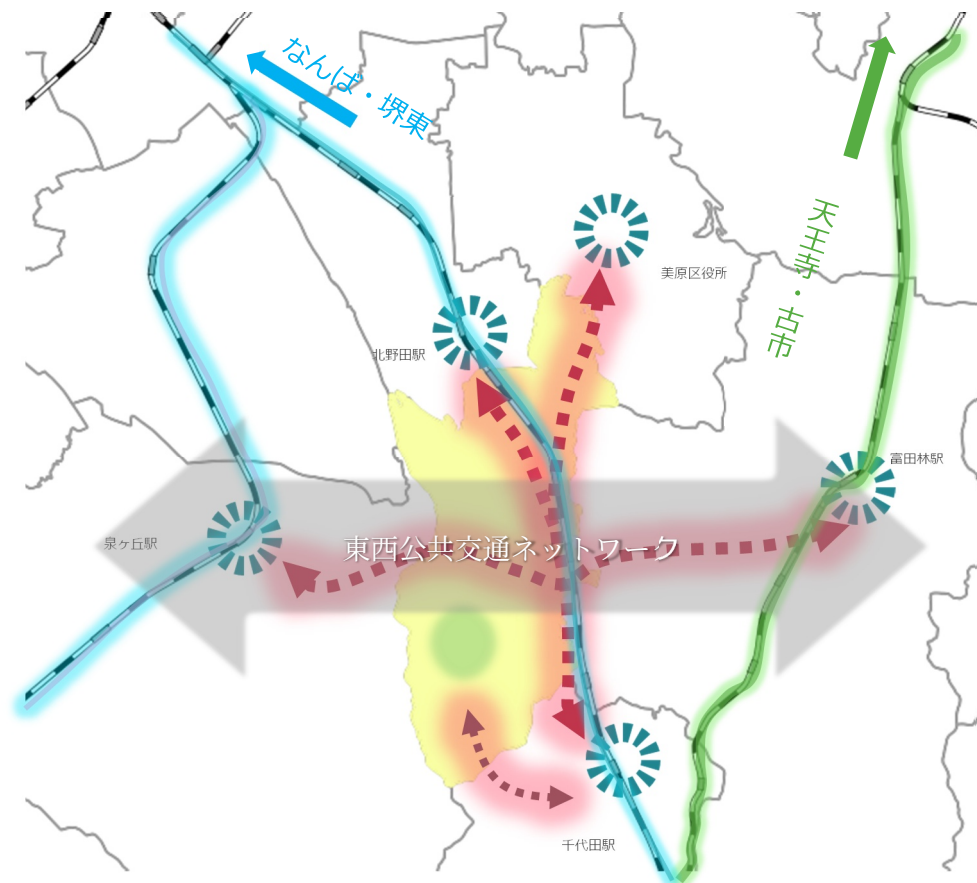


図 6-3 本市と他市を結ぶ主な広域公共交通ネットワーク形成イメージ

(3) 交通結節点の空間価値・機能の維持向上

利便性の高い公共交通ネットワークの形成に向けては、鉄道、バス、タクシーなどあらゆる交通モードや異なる路線系統が集積する交通結節点の空間価値・機能の維持向上に取り組む必要があります。

特に、特急停車駅である金剛駅については、本市の中心市街地であり、関西国際空港や泉ヶ丘駅へのバスが運行していること、金剛ニュータウン等の利用者も多いことなどから、金剛駅を大阪南部における公共交通の核とし、隣接する富田林市や堺市、公共交通事業者や警察等とも連携、協議しながら空間価値・機能の維持向上に取り組むとともに、将来的に金剛駅のブランド価値を維持・向上するため、駅周辺のまちづくりと連動した取組みを検討します。また、不特定多数の利用者による都市活動が想定される、今熊地区周辺、市役所周辺、ニュータウン連絡所周辺など、主要な公共施設の周辺、沿道サービスエリアや都市機能の集積・誘導をめざす近畿大学病院等跡地周辺のエリア、狭山池や天野街道をはじめとする、都市活動の拠点となり得る屋外空間等については、複数の交通モードや路線系統が集積する、交通結節点としての位置づけやその空間価値・機能向上の取組みについて検討します。

さらに、今後予測されている人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う社会構造の変化や近畿大学病院等の移転、公共施設の再配置等に伴う住民の日常生活圏の変化への対応、大阪のまちづくりグランドデザインで示されている大阪高野都市軸（泉州・南河内地域の核となるエリア）の強化、大阪南部の情報発信と活性化に向けては、引き続き関係機関等と連携しながら持続可能な運営体制のもと検討を進めます。



図 6-4 交通結節点整備事例（国土交通省資料）

表 6-1 交通結節点の位置づけと方向性

都市機能誘導区域	交通結節点としての位置づけ	
地区名	該当箇所	施策の方向性
1. 金剛駅周辺地区	金剛駅周辺	・特急停車駅でもある金剛駅は、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車など、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通利便性の高い、南大阪の核となる広域的な交通結節点の形成をめざす
2. 大阪狭山市駅周辺地区	大阪狭山市駅～市役所周辺	・各駅電車の停車駅である大阪狭山市駅は、周辺住民及びエリア内の都市機能利用者、バスルートの乗り換え、本市のシンボルである狭山池公園や狭山池博物館の利用者等を中心とした、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車など、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通利便性の高い、本市の核となる交通結節点の形成をめざす
3. 狭山駅周辺地区	狭山駅周辺	・各駅電車の停車駅である狭山駅は、周辺住民を中心とした、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車など、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通利便性の高い地域の中心としての交通結節点の形成をめざす
4. 今熊周辺地区	公共施設周辺	・公共施設が集積する本エリアにおいては、施設利用者や、バスルートの乗り換え利用等を中心とした、バス・タクシー・徒歩・自転車・自家用車など、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等について、公共施設再配置計画と連動した交通利便性の高い交通結節点の形成をめざす
5. 狭山ニュータウン地区北部地区	コミュニティセンター周辺	・公共による行政・介護・子育て機能を集約したコミュニティセンターや誘導施設である商業機能利用者による、バスルートや路線バスと市循環バスの乗り換え利用等を中心とした、バス・タクシー・徒歩・自転車・自家用車など、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換えにおいて、交通利便性の高い交通結節点の形成をめざす
6. 狭山ニュータウン地区南部地区	※	※個別事業や関係団体等との協議・検討状況に応じて設定することを想定。

(4) 公共交通ネットワークの方針図

前述の公共交通ネットワークに関する具体的な方向性の内容を踏まえ、本市のめざすべき公共交通ネットワークの将来イメージを図 6-5 に示します。

バスネットワークの形成においては、交通結節点における空間価値・機能の維持向上と連動しながら、市民の生活実態や日常生活圏を踏まえたルートの見直し、隣接市への乗り入れ、停留所の再配置などについて、公共交通事業者や近隣市町村等、関係機関と連携しながら、公共交通ネットワークの再編を進めます。

本市は、市内全域がバス停留所の徒歩圏 500m の範囲に重なっており、さらに、日常生活圏を踏まえた市循環バスの北野田駅や美原地区への乗り入れなど、他市拠点への乗り入れを行っています。今後は住民ニーズの高い泉ヶ丘駅を含めた東西軸の広域交通ネットワークの検討を進めます。

また、交通結節点においては、鉄道、バス、自転車、徒歩等あらゆる移動手段の乗り換えが想定できることから、快適で利便性の高い乗り換え環境の形成をめざした機能の維持・向上や、周辺道路や歩行者空間等を含めた交通結節点としての環境改善等について検討を行います。

そのうえで、特に狭山ニュータウン、泉北ニュータウン、金剛ニュータウンとの連携を踏まえた東西軸の強化や、交通結節点においては必要な機能（施設）の導入や駅周辺のまちづくり、歩行者空間のバリアフリー化などのハード整備に併せて、シームレスな乗り換えの実現、新たな交通モビリティへの対応など、ソフト対策による利便性及び空間価値の維持向上を図ります。

具体的な方針図については、個別事業の進捗状況等に応じて、今後さらに検討を進めます。

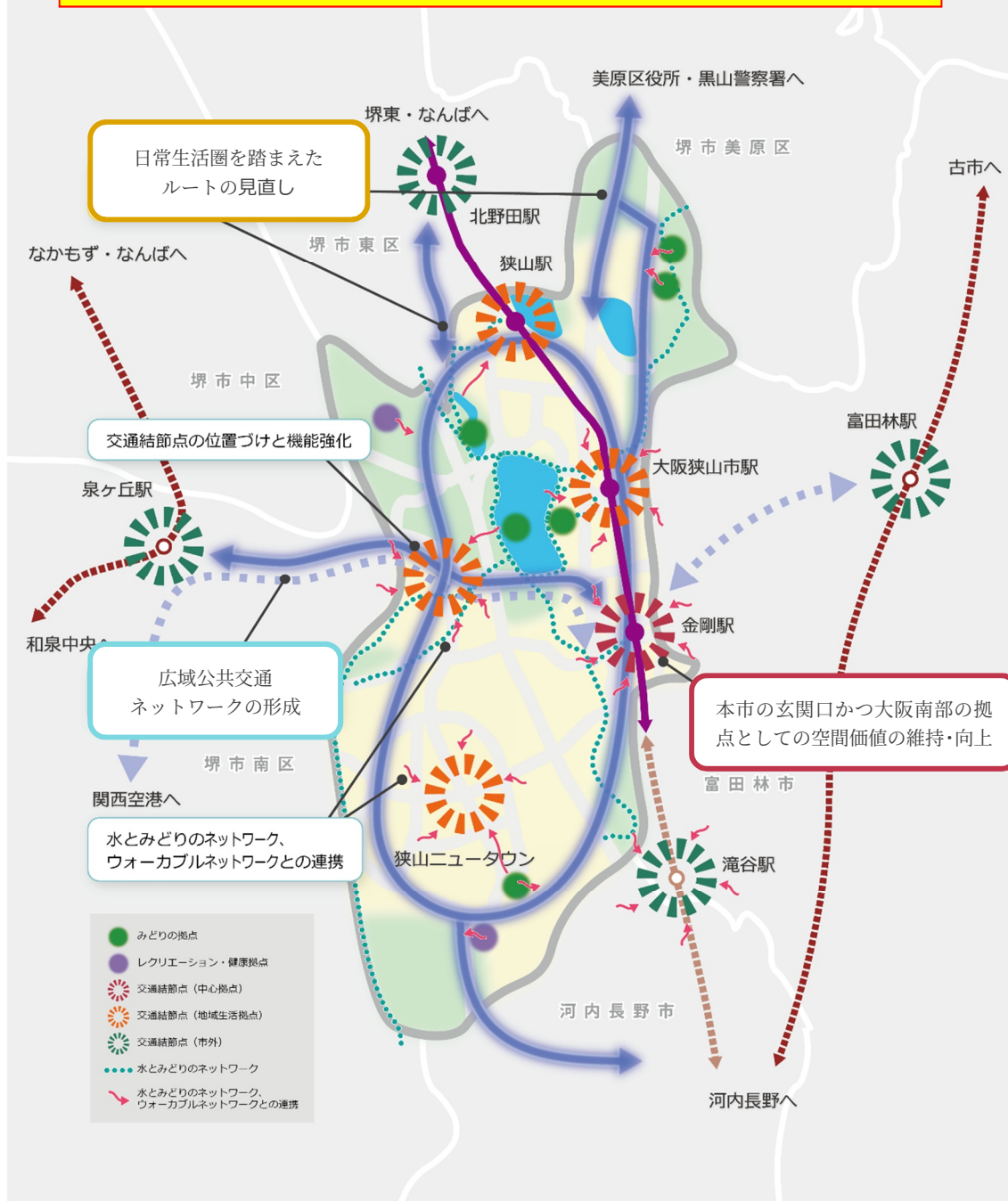


図 6-5 公共交通ネットワークの方針図

第 7 章 誘導施策について

本章では、これまでの章で示した考え方
や方針、位置づけに基づき、居住誘導及び
減災・防災、都市機能誘導（拠点形成）、公
共交通ネットワークの視点から、具体的に
取り組むべき誘導施策を示します。

第 7 章 誘導施策について

本章では、これまでに示した「居住誘導」「都市機能誘導（拠点形成）」「公共交通ネットワーク」の視点から、今後具体的に取り組むべき誘導施策を示します。

7-1. 居住誘導に関する施策展開の考え方（ストーリー）

居住誘導に関する基本的な方針（ターゲット）は、第 2 章で示した「地域特性に応じた良好な居住環境の形成」としています。

居住誘導に関する誘導施策の検討にあたっては、これら基本的な方針（ターゲット）を踏まえ、現状と課題に応じた施策展開の考え方（ストーリー）を示します。

1. 人口密度の維持による良質な居住環境の形成

今後、人口減少・少子高齢化社会の進行が予測されていますが、人口集中地区の基準である人口密度 40 人/ha は市域全体の平均値として確保できる見通しであることや、人口集中地区と市街化区域が概ね重なっており、全人口の約 85%が人口集中地区に居住するなど、既にコンパクトな都市構造となっています。居住誘導に関する施策展開の考え方としては、将来的に市内の居住機能を集約化していくのではなく、居住誘導区域における人口密度を維持するため、転出抑制・転入促進の視点から誘導施策を展開するものとします。

2. 災害リスクを考慮した居住環境の安全性確保

居住環境の安全性確保については、第 5 章において、市街化区域における災害リスクの減災・防災の整理を行いました。

災害リスクの内容や想定する災害の規模及び頻度、現地の状況や将来的な整備事業等の有無、災害発生時の避難体制の構築や事前の情報周知など、ハード対策及びソフト対策を総合的に実施することで、災害発生時のリスクを軽減した居住環境を形成することをめざし、誘導施策を展開していきます。

3. 地域の状況を踏まえた持続可能な地域づくり

今後、人口減少・少子高齢化社会の進行が予測されていますが、本市は、市街化区域及び市街化調整区域ともに、他都市と比較して転出抑制・転入促進による人口減少が抑制されています。その一方で、地域によっては、農地の減少や休耕地・空地・空家の増加、地域・集落の活力低下などが懸念されることから、地域資源や既存ストック、交通アクセスの状況など、地域のポテンシャルを活用することで、農地やみどりとの共生を図りながらも、地域が直面している課題への対応の視点から誘導施策を展開するものとします。

7-2. 居住誘導に関する具体的な誘導施策について

上記の考え方（ストーリー）を踏まえ、本計画に基づき具体的に取り組むべき主な誘導施策については、以下のとおりとします。誘導施策については中長期的に継続して取り組みを進めるものとしますが、具体的な事業スケジュール等が想定されるものについては、第8章において、その内容を示すものとします。なお、本計画に記載以外の施策についても、上位関連計画等に基づき実施するものとします。

表 7-1 居住誘導の基本方針と誘導施策について

誘導施策 \ ターゲット	人口規模の適正維持による良質な生活環境の創出	災害リスクを考慮した居住環境の安全性確保	地域の状況を踏まえた持続可能な地域づくり
①快適で利便性の高い居住環境の維持・向上	○	○	○
②届出制度による居住及び都市機能の誘導	○	○	—
③既存ストックの活用 ・空家等対策や耐震対策等	○	○	○
④公共施設・都市インフラに関するまちづくり ・大阪狭山市公共施設総合管理計画に関する取組み ・都市計画施設等の整備、更新、見直し	○	○	○
⑤歩いて暮らせるまちづくりの推進	○	—	○
⑥利便性の高い公共交通の維持・向上	○	—	○
⑦災害に強いまちづくりの推進	—	○	○
⑧その他各種関連制度等の活用	○	○	○

高質な都市環境の維持・向上

- ゆとりある高質な居住環境という本市の強みを維持・向上させるため、大阪狭山市開発指導要綱等の適正な運用に加え、地区計画を用いた柔軟な土地利用の誘導手法について、本市の方向性と整合して進めます。人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上に向けて、地域の意向や特性に応じた取組みを進めます。（都市計画マスタープラン P.49）

公共交通の維持・拡大と利用促進



- 鉄道やバスによるきめ細かな公共交通網の維持・拡大と利用促進により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を形成していきます。（都市計画マスタープラン P.49,P.86）
- 主要駅である金剛駅は他都市との交通結節点でもあることから、周辺住民に加えて、通勤通学にとっても利便性の高い環境の形成をめざします。駅周辺においては、駅東側の富田林市との連携を踏まえながら、民間投資等による複合施設による中心市街地の拠点形成についても検討します。
- 狭山駅及び大阪狭山市駅、狭山ニュータウン地区の中心部においても、商業機能等の維持をしつつ、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積した近隣中心拠点の形成に取り組みます。



地域活力の維持・向上

- 地域活力を維持・向上させるため、産業機能等の維持・向上及び新たな産業機能等に導入にあたっては、地区計画制度等を柔軟かつ適切に活用した土地利用を進めます。農地については、各種都市計画制度や関係法令の適正な運用により、良好な営農環境の維持・保全に取り組みます。(都市計画マスタープラン P.54)
- 近畿大学病院等の移転に伴い生じる大規模な土地利用の変化については、土地所有者や地域の意向、周辺地域への影響等を踏まえてそのあり方を検討します。(都市計画マスタープラン P.59)

水とみどりの拠点とウォークアブルネットワークの形成

- 水とみどりのネットワーク構想の推進により、狭山池や公園、緑地、緑道において、空間の活用や各拠点を結ぶ歩行者空間の整備等を進め、市全体の魅力向上をめざします。また、本市の歴史文化遺産とその周辺環境の歩行者空間において、環境整備を推進し、歩いてめぐり、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます。(都市計画マスタープラン P.50,P.55)



農環境の維持・保全と環境調和型の空間形成

- 農業施策との連携、生産緑地制度や開発許可制度等の都市計画制度など、関係法令の適正な運用等により、良好な営農環境の維持・保全に取り組みます。担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域については、都市計画制度や大阪狭山市市街化調整区域に係る地区計画のガイドライン等を適正に運用し、人口維持に必要な居住環境の形成につながる土地利用の検討や、地域特性や意向、交通アクセス状況等を踏まえ、周辺地域の営農環境を考慮した環境調和型の都市空間の形成に取り組みます。(都市計画マスタープラン P.58)

施策 2 届出制度による居住及び都市機能の誘導

届出制度による緩やかな居住及び都市機能の誘導

- 居住誘導区域内への都市機能集積を推進するため、以下の届出制度等の運用等により緩やかな土地利用の誘導を行います。(詳細については、第 8 章にて記載)
- 居住誘導区域に関する届出制度として、都市再生特別措置法第 88 条に基づき、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅開発等については、市長への届出が必要となります。
- 都市機能誘導区域に関する届出制度として、都市再生特別措置法第 108 条に基づき、都市計画誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合は、市長への届出が必要となります。また、都市再生特別措置法第 108 条の 2 に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合においても、市長への届出が必要となります。

施策 3 既存ストックの活用

空家や公共施設の活用による住みやすい環境の整備

- 空家等の既存ストックの活用による、居住誘導区域内の定住促進に向け、空家等対策計画と整合した空家等の「発生抑制」「適正管理」「利活用の推進」に関する取組み等を推進します。(都市計画マスタープラン P.58)
- 公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化・不燃化の推進、老朽空家の除却の推進、公共空間の利活用の検討等も進め、既存ストックを活用した住みやすい環境の整備に取り組みます。(都市計画マスタープラン P.59)

施策 4 公共施設・都市インフラに関するまちづくり

公共施設の再配置

- 大阪狭山市公共施設等総合管理計画(令和 4 年 3 月改定)では、令和 37 年度までに市が保有する公共施設の総延べ床面積を約 10%削減することを数値目標として掲げており、大阪狭山市公共施設再配置方針(令和 5 年 3 月策定)による「公共サービスの必要性や規模の適正化」、「施設と公共サービスの同調性」、「利用状況やコスト状況の把握」、「民間等との連携や広域連携の可能性の検討」、「新たな財源の確保」を基本的な考え方とした公共施設の再配置を検討します。

都市インフラの整備

- 都市計画道路、都市計画公園、下水道等の都市計画施設について、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めるとも

に、既に整備された都市計画施設について、生活の安全性や利便性の維持・向上を図る観点から、老朽化の状況等を踏まえたうえで、必要に応じて都市計画事業としての計画的な改修を検討します。（都市計画マスタープラン P.59）

道路環境の改善

- 慢性的な渋滞の解消に向け、国道 310 号や府道河内長野美原線において、バイパス機能を有する都市計画道路大阪河内長野線の整備や府道河内長野美原線の交差点改良等について、大阪府と協力しながら取り組みます。（都市計画マスタープラン P.55）
- 日常的な移動環境として、歩行者が安全・安心・快適に移動できる歩行者空間の整備を進めます。鉄道駅周辺や主要な幹線道路、河川沿いの遊歩道、公園等を相互に結んだウォーカブルネットワークの形成を推進します。（都市計画マスタープラン P.55）



施策 5 歩いて暮らせるまちづくりの推進

歩ける範囲での暮らしを支える

- 鉄道各駅及び狭山ニュータウン地区の中心部においては、商業機能等の維持を維持し、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積したまちづくりを推進します。（都市計画マスタープラン P.54）
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかをめざし、歩行者や自転車が安全かつ快適に移動することができる環境を形成するために、歩道のバリアフリー化に加え、鉄道駅周辺、幹線道路、通学路などの通過交通が多い道路や狭い道路などを中心に、歩行者空間の確保や交通安全対策等についても進めます。（都市計画マスタープラン P.55）

ウォーカブルネットワークの形成

- ウォーカブルネットワークとして、狭山池や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、地域全体の価値と市民の満足度向上を図り、魅力あるまちを醸成します。（都市計画マスタープラン P.55）

施策 6 利便性の高い公共交通の維持・向上

住民ニーズに応じた公共交通

- 住民の日常生活圏を踏まえたバス交通や鉄道駅等、コンパクトな公共交通環境の維持・向上に努めます。運営にあたっては、公民連携等によるサービス提供を進めるとともに、モビリティマネジメントの観点より公共交通の利用促進にも取り組みます。（都市計画マスタープラン P.49）
- 近隣市や交通事業者とも連携し、住民のニーズに応じた公共交通のあり方を検討し、広域交通ネットワークの形成とともに利便性が高く、暮らしやすいまちをめざします。（詳細については、第 6 章に記載）（都市計画マスタープラン P.49）



施策 7 災害に強いまちづくりの推進

災害リスクを踏まえた市街地の形成

- 大規模災害発生時においても被害を最小限に抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた土地利用の制限等により、災害に強い市街地の形成を進めます。（詳細については、第 5 章に記載）（都市計画マスタープラン P.95）

都市施設の整備による地域防災力の強化

- 緊急輸送道路における下水道管の耐震補強やため池・農地・緑地を活用した雨水貯留機能の維持・向上、公園等における防災機能の拡充、地域防災力の強化等の対策を進めます。（都市計画マスタープラン P.59）

施策8 その他各種関連制度等の活用

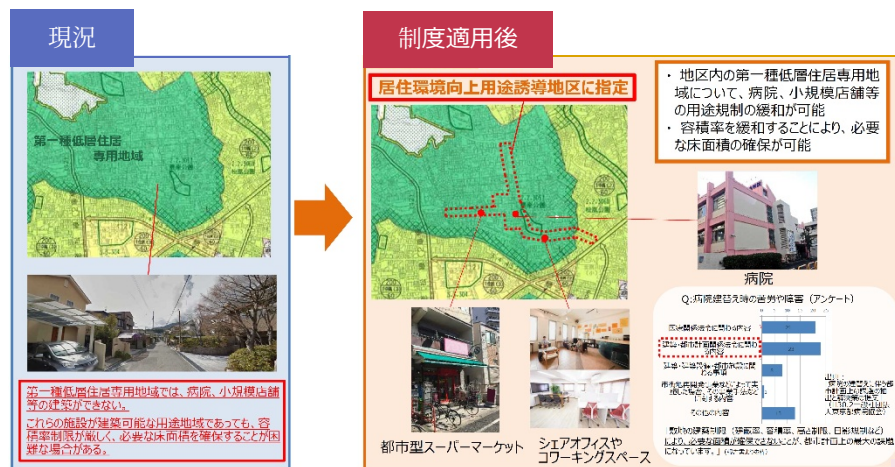
都市再生整備計画関連事業制度を活用した誘導施策の推進

- 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画関連事業制度（都市再生整備計画事業、都市構造再編集集中支援事業、まちなかウォカブル推進事業）を活用し、誘導施設の整備等による居住環境の向上を検討します。
- 居住誘導区域及び都市機能誘導区域においては、都市再生整備計画を作成し、都市構造再編集集中支援事業を活用した公共施設の再編や公民連携による多機能複合施設の整備に向けた取組みを検討します。また、公園や緑地、緑道等の屋外空間においても、歩行者空間の再編（バリアフリー化、修景整備、サイン整備等）ウォカブルなまちづくり、エリアマネジメントの検討、その他にぎわいに関する公民連携による取組み等を検討し、エリアの一体的な空間価値の維持向上に取り組めます。

地域の特性や課題等に応じた関連制度の適正な運用

- 居住誘導区域の内、地域住民の日常生活に必要な店舗や病院等の施設の立地誘導が必要な地域の状況や市民ニーズに応じて、「居住環境向上用途誘導地区」による容積率や用途規制の緩和等、関連する法令の適正な運用を検討します。

<制度活用のイメージ>



「国土交通省：立地適正化計画作成の手引き（令和5年11月）」から一部引用

- 地域の特性や課題、地域の移行、交通アクセスの状況、土地のポテンシャル、適切な基盤施設の整備や公園・緑地等の配置等を十分踏まえたうえで、周辺の営農環境や居住環境等に配慮した計画的な土地利用を図るため、地区計画制度等を柔軟かつ適正に運用します。

7-3. 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する施策展開の考え方（ストーリー）

都市機能誘導（拠点形成）に関する方針（ターゲット）については、第2章で示したとおり、「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」とし、エリアごとの方針を位置づけたうえで、第4章においては、各都市機能誘導区域の方向性として、「都市機能誘導区域」「誘導施設」「その他の位置づけ」等を示しています。さらに、公共交通ネットワークに関する方針（ターゲット）については、第2章において「生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上（公共交通の利便性向上・利用促進と広域公共交通ネットワークの形成／交通結節点の空間価値・機能の維持向上）」としています。

都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する誘導施策の検討にあたっては、これら基本的な方針（ターゲット）を踏まえた、現状と課題に応じた施策展開に関する内容（ストーリー）に応じて、市全体及び各エリアに応じた取組みの展開を検討するものとします。

【都市機能誘導（拠点形成）】 「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」

	都市機能誘導（拠点形成）の方針	①金剛駅周辺	②大阪狭山市駅周辺	③狭山駅周辺	④今熊地区周辺	⑤狭山ニュータウン地区北部周辺	⑥狭山ニュータウン地区南部周辺
中心拠点	都市のにぎわいと魅力があふれる場の創出による拠点形成	○					
生活拠点	生活利便性の維持・向上による拠点形成（近隣中心拠点）		○	○		○	※
	公共施設の集積と再配置による「住民の居場所」の拠点形成		○		○	○	※
	生涯学習・教育・子育て環境の維持向上による「学び」の拠点形成		○		○	○	※
	狭山ニュータウン地区の再生・活性化に寄与する拠点形成					○	○
	近畿大学病院等跡地における望ましい土地利用による拠点形成						○
誘導機能（案）	行政機能	※	○	—	—	○	※
	介護福祉機能	—	○	—	○	○	※
	子育て機能	※	○	○	○	○	※
	商業機能	○	—	—	—	○	※
	医療機能	—	—	—	○	—	○
	金融機能	—	—	—	○	—	※
	教育文化機能	※	○	—	○	※	※

（次ページへつづく）

(つづき)

	都市機能誘導（拠点形成）の方針			①金剛駅周辺	②大阪狭山市駅周辺	③狭山駅周辺	④今熊地区周辺	⑤狭山ニュータウン地区北部周辺	⑥狭山ニュータウン地区南部周辺	
その他の位置づけ	交通結節点			金剛駅周辺	大阪狭山市駅～市役所周辺	狭山駅周辺	公共施設周辺		コミュニティセンター周辺	※
	屋外拠点			金剛駅（駅前広場）周辺等	大阪狭山市駅（駅前広場）狭山池公園・さやか公園、公共施設内空地等	—	公共施設再配置に併せた屋外空間等		公共施設内空地、地域内の公園等	東大池公園 大野西山緑道 天野街道 大野台第 4 公園 近畿大学病院等跡地（緑地部分）等
	にぎわい	ターゲット	来街者	○	○	—	—	○（幹線道路沿道） 設 ○（公共施設周辺）	—	※
			市民全体			—	○（公共施設周辺）		—	※
			周辺住民			○	—		○	※
		方向性のイメージ	消費型	○	○	○	○	○	○	※
			市民活動型	○	○	—	○	—	○	※

※は個別事業や関係団体等との協議・検討状況に応じて設定することを想定。

【公共交通ネットワーク】

「生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上」

- ・公共交通の利便性向上・利用促進と広域公共交通ネットワークの形成
- ・交通結節点の利便性・空間価値の向上

図 7-2 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークの方針

7-4. 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する誘導施策については、「(1) 市全体としてまたは各エリア共通で実施すべき誘導施策」と、「(2) 各エリアの特性と課題に応じて実施すべき誘導施策」を位置づけるものとします。

(1) 市全体または各エリア共通で実施すべき誘導施策

市全体または各エリア共通で実施すべき誘導施策は以下のとおりです。誘導施策については中長期的に継続して取組みを進めるものとしませんが、具体的な事業スケジュール等が想定されるものについては、第8章において、その内容を示すものとします。なお、本計画に記載以外の施策についても、上位関連計画等に基づき実施するものとします。

表 7-3 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークの基本方針と誘導施策について

誘導施策		ターゲット	エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成	生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上
①快適で利便性の高い居住環境の維持・向上			○	○
②届出制度による都市機能の誘導			○	—
③既存ストックの活用			○	—
④公共施設・都市インフラに関するまちづくり			○	○
⑤歩いて暮らせるまちづくりの推進			○	○
⑥利便性の高い公共交通の維持・向上			—	○
⑦災害に強いまちづくりの推進			○	—
⑧その他各種関連制度の活用			○	○
⑨交通結節点の空間価値・機能の維持向上	既存の公共交通ネットワークの存続と運営体制の効率化		—	○
	東西方向への着手		—	○
	他市の拠点を含む都市拠点（交通結節点）との連携		○	○
	新たな交通モードや情報通信技術等を踏まえた公共交通環境の構築		—	○

※①～⑧の施策概要については、7-2 と同様。

既存の公共交通ネットワークの存続と運営体制の効率化

- 路線バス及び市循環バスは、都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査（令和 2 年実施）では、市の評価している部分について「公共交通の利便性が良い」との意見が多い一方で、身近な地域課題として「公共交通の利便性が悪い」との意見もあげられています。将来にわたり生活に密着した公共交通を維持するために、公共交通事業者や市民と連携した利用促進に取り組むとともに、運営体制の効率化を図ることで、交通結節点においてより利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

東西方向への着手

- 本市では、住民の日常生活圏を踏まえた市循環バスの路線見直しを行いました（令和 5 年 2 月実施）。堺市の北野田駅や美原地区に乗り入れるバスルートの改正を行い、南北方向の公共交通ネットワークの強化に着手しています。
- 堺市の泉北ニュータウン地区や泉ヶ丘駅については、狭山ニュータウンから泉北ニュータウン地区へ向かう人が多く、交通アクセスの需要が高い地域となっていることから、東西方向の公共交通ネットワークについても着手します。（詳細については第 6 章に記載）

他市の拠点を含む都市拠点（交通結節点）との連携

- 都市計画マスタープランでは、住民の生活実態や日常生活圏を踏まえて、交通事業者や近隣市町村等と連携し、市域を超えた公共交通ネットワークの再編が示されているとともに、大阪府のまちづくりグランドデザインでは、大阪高野都市軸（泉州・南河内地域の核となるエリア）の強化が示されています。既存の公共交通ネットワークに加えて、市域を超えた東西方向へのアクセスについて、関係機関等と連携を図りながら、広域公共ネットワークの形成に取り組みます。

新たな交通モードや情報通信技術等を踏まえた公共交通環境の構築

- 利便性の高い公共交通の実現に向けて、交通結節点周辺においては、鉄道やバス、タクシーなどさまざまな公共交通モードの乗り換えや、徒歩、自転車、自家用車など移動手段切り替えにおいて、快適かつ円滑な移動環境の形成をめざします。IoT 等の技術を活用した各種交通サービス間連携等についても検討します。（都市計画マスタープラン P.86）

※具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

(2) 各エリアの特性と課題に応じて実施すべき誘導施策

各エリアにおいて実施すべき誘導施策は以下のとおりです。なお、一体のエリアとして関連性のある取組みについては、都市機能誘導区域の範囲外のものについても記載しています。

また、各種取組みの具体的な内容や事業スケジュールについては、社会潮流や地域の実情、市民ニーズの変化、関連計画や各種事業の進捗状況、関係団体等との協議状況に応じて検討するものとし、記載されている取組み以外についても必要に応じて検討するものとします。

① 金剛駅周辺

市の中心市街地エリアかつ南大阪における広域公共交通の核として第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、中心拠点に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に向けた駅周辺のまちづくりを進めます。

金剛駅については、現状通勤通学駅となっていることから、交通結節点としての利便性の維持向上に加え、エリアの周辺施設や空家、空き室、空きビル等の既存ストック、駅前広場や道路、公園、緑道、施設内敷地の空地など、公共空間や屋外空間等の有効活用を想定した都市再生を図り、本エリアが“目的地”となるような、ウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等について、公共交通事業者や堺市、富田林市、大阪府等の関連団体とも連携協議しながら検討を行います。

◆金剛駅周辺の拠点形成に係る主な取組み◆ (記載イメージ)

表 7-4 金剛駅周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の 関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	※	※	※	※
公共交通ネットワーク	・金剛駅のブランド価値維持・向上	○	○	※
	・広域公共交通ネットワークの核としての交通結節点の形成	○	○	
	・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討	○	○	
公共施設（施設）	※	※	※	※
公共施設（学校園）	・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討	—	—	※
公共施設（基盤施設）	・歩行者空間の再編（バリアフリー化、修景整備、サイン整備等）	○	○	※
にぎわい（消費活動・市民活動）	・ウォーカブルなまちづくり	○	○	※
	・エリアマネジメントの検討	○	○	
	・その他にぎわいに関する公民連携による取組み	○	○	

※具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

② 大阪狭山市駅周辺

市の近隣中心エリアかつ公共・文化交流エリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、大阪狭山市駅を含み、公共機能が集積している本エリアにおいては大阪狭山市公共施設再配置計画に基づく短期的な公共施設再配置に取り組むと共に、長期的な視点での市役所や文化会館等の更新を見据えた検討に着手し、これら施設の再配置とも連携した、交通結節点としての利便性の維持向上やウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等の検討を行います。

また、市全体で人口減少・少子高齢化社会の進行や核家族化が進み、コミュニティや地域活動への希薄化が懸念されている中で、本エリアにはさまざまな公共施設や文化教育施設、狭山池公園やさやか公園をはじめとするまとまったオープンスペースが近くに位置していること、本エリアにおける小中学校（狭山中学校・東小学校）の児童・生徒数及び学級数は今後増加する見通しであることを踏まえ、公共施設の再配置、学校園の適正規模・適正配置に係る取組みとも連携した地域のまちづくりを推進するものとしします。

◆大阪狭山市駅周辺の拠点形成に係る主な取組み◆（記載イメージ）

表 7-5 大阪狭山市駅周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	中長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	・〇〇〇施設の整備に向けた事業推進（公共施設再配置）	※	※	※
公共交通ネットワーク	・鉄道駅や公共施設集積エリアとしての交通結節点の形成	※	※	※
	・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討	※	※	
公共施設（施設）	・公共施設再配置計画に基づく短期事業の推進（〇〇〇施設）	○	—	※
	・公共施設再配置計画に基づく中長期事業の検討着手（〇〇〇施設）	○	○	
公共施設（学校園）	・学校園の適正規模・適正配置に係る公共施設再配置計画に基づく短期・中長期事業の推進	※	※	※
公共施設（基盤施設）	・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）	○	○	※
にぎわい（消費活動・市民活動）	・ウォーカブルなまちづくり	○	○	※
	・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討	○	○	
	・その他にぎわいに関する公民連携による取組み	○	○	

〇〇施設（〇〇センター）（記載イメージ）	
誘導すべき機能	誘導施設としての位置づけ
〇〇機能	〇〇機能を有する施設 ▶〇〇法第〇条に規定する〇〇
留意点	具体的な誘導施設の位置づけは、公共施設再配置計画の検討状況を踏まえ、設定する予定です。

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

③ 狭山駅周辺

「生活利便性の維持・向上による拠点形成（近隣中心拠点）」

市の近隣中心エリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。特に、狭山駅を含む本エリアにおいては、交通結節点としての利便性の維持向上やウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等の検討を行います。

◆狭山駅周辺の拠点形成に係る主な取組み◆（記載イメージ）

表 7-6 狭山駅周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の 関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	中長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	・関連事業や関連団体との協議状況に応じて検討	—	—	※
公共交通ネットワーク	・駅周辺としての交通結節点の形成	○	○	※
	・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討	○	○	
公共施設（施設）	・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討。	—	—	※
公共施設（学校園）	・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討。	—	—	※
公共施設（基盤施設）	・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）	○	○	※
にぎわい（消費活動）	・ウォーカブルなまちづくり	○	○	※

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

④ 今熊地区周辺

市の公共・文化交流エリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、エリアとして必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、公共機能が集積している本エリアにおいては大阪狭山市公共施設再配置計画に基づく多機能複合型の施設整備を検討していることから、これらの取組みとも連携した「住民の居場所」としての拠点形成を進めます。

これら施設整備及び機能誘導と連携した都市拠点の形成に向けては、当該施設の敷地内空地や周辺の緑道及び公園をはじめとする屋外空間等の活用によるにぎわい空間の創出や、これらの取組みに併せたタクシーやバスの乗り換え場等、交通結節点としての利便性の維持向上、ウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等の検討を行います。

◆今熊地区周辺の拠点形成に係る主な取組み◆（記載イメージ）

表 7-7 今熊地区周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	中長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	・〇〇〇施設の整備に向けた事業推進（公共施設再配置）	※	※	※
公共交通ネットワーク	・公共施設再編に併せた屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討	○	—	※
	・公共施設集積エリアとしての交通結節点の形成	○	—	
公共施設（施設）	・公共施設再配置計画に基づく短期事業の推進（〇〇〇施設）	※	※	※
公共施設（学校園）	・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討。	※	※	※
公共施設（基盤施設）	・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）	○	○	※
	・三津屋川緑道等のリメイク（水とみどりのネットワーク事業）	※	※	
にぎわい（消費活動・市民活動）	・ウォーカブルなまちづくり	○	○	※
	・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討	○	○	
	・その他にぎわいに関する公民連携による取組み	○	○	

※は個別事業や関係団体等との協議・検討状況に応じて設定することを想定。

〇〇施設（〇〇センター）（記載イメージ）	
誘導すべき機能	誘導施設としての位置づけ
〇〇機能	〇〇機能を有する施設 ▶〇〇法第〇条に規定する〇〇
留意点	具体的な誘導施設の位置づけは、公共施設再配置計画の検討状況を踏まえ、設定する予定です。

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

⑤ 狭山ニュータウン地区北部周辺

市の近隣中心エリアかつ公共・文化交流エリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、ニュータウン連絡所等の公共機能が集積している本エリアにおいては大阪狭山市公共施設再配置計画に基づく多機能複合型の施設への再編を検討していることから、これらの取組みとも連携した「住民の居場所」としての拠点形成を進めるものとします。

これら施設整備及び機能誘導と連携した都市拠点の形成に向けては、周辺施設や公園等をはじめとする屋外空間等の活用によるにぎわい空間の創出や、これらの取組みに併せたタクシーやバスの乗り換え場等、交通結節点としての利便性の維持向上、ウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等の検討を行います。

また、これまで本市の発展を牽引してきた狭山ニュータウン地区については、都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査（令和2年実施）において、「閑静な住環境」との評価が非常に高い一方で、市内における高齢化率が非常に高く、都市計画マスタープラン（令和4年）では、令和17年に市全体における65歳人口率が32.8%に対して、狭山ニュータウン地区における65歳人口率は52%と半数を超えることが予測されています。狭山ニュータウン地区全体における児童数の減少をはじめとした社会情勢の変化に応じて、学園を含む公共施設の再配置の検討を行います。

また、大阪府では、大阪府営住宅ストック総合活用計画において、令和12年を目途に府営住宅の集約化事業が検討されており、狭山ニュータウン地区再生推進計画等に関連する取組みへの推進が必要であることから、これら個別の取組みの進捗状況を踏まえたうえでエリア一帯として必要となる誘導施策の位置づけ及び検討を行うものとします。

※具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

◆狭山ニュータウン地区北部周辺の拠点形成に係る主な取組み◆
(記載イメージ)

表 7-8 狭山ニュータウン地区北部周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の 関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	中長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	・〇〇〇施設の整備に向けた事業推進（公共施設再配置）	※	※	※
	・周辺住民の日常生活に必要な施設（生活利便施設）の誘導手法の検討（居住環境向上用途誘導地区等）	○	○	
	・府営住宅集約事業に関する大阪府との協議	※	※	
公共交通ネットワーク	・公共施設集積エリアとしての交通結節点の形成	○	○	※
	・公共施設再編に併せた屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討	○	○	
公共施設（施設）	・公共施設再配置計画に基づく短期事業の推進（〇〇〇施設等）	※	※	※
公共施設（学校園）	・学校園の適正規模・適正配置に係る公共施設再配置計画に基づく短期・中長期の検討（〇〇〇施設等）	※	※	※
公共施設（基盤施設）	・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）	○	○	※
にぎわい（消費活動・市民活動）	・ウォークアブルなまちづくり	○	○	※
	・その他にぎわいに関する公民連携による取組み	○	○	

〇〇施設（〇〇センター）（記載イメージ）	
誘導すべき機能	誘導施設としての位置づけ
〇〇機能	〇〇機能を有する施設 ▶〇〇法第〇条に規定する〇〇
留意点	具体的な誘導施設の位置づけは、公共施設再配置計画の検討状況を踏まえ、設定する予定です。

※具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

⑥ 狭山ニュータウン地区南部周辺

都市機能増進検討エリアとして第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。特に、本エリアにおける、近畿大学病院等移転跡地においては、隣接する狭山ニュータウン地区並びに本市全体のまちづくりに寄与する土地利用となるよう、跡地取得企業との協議を進めると共に、公民連携手法による都市計画道路（狭山河内長野線）や一体的な面整備の手法検討、近畿大学病院等移転跡地の緑地や東大池公園等エリア周辺の公園、大野西山緑道、西山霊園、天野街道をはじめとする屋外空間等の活用によるにぎわい空間の創出等、狭山ニュータウン地区再生推進計画等に関連する取組みの進捗状況を踏まえたうえで、エリア一帯として必要となる誘導施策の位置づけ及び検討を行うものとしします。

◆狭山ニュータウン地区南部周辺の拠点形成に係る主な取組み◆（記載イメージ）

表 7-9 狭山ニュータウン地区南部周辺の拠点形成に係る具体的な取組一覧

拠点形成の 関連項目	取組みの概要	事業スケジュール		留意点
		短期 10年を目途	中長期 10年以降を目途	
都市機能誘導（誘導施設）	・地域医療支援病院の誘導	○	—	※
	・近畿大学病院等跡地の土地活用に係る事業促進。	※	※	
公共交通ネットワーク	・関連計画、関連事業の内容や関連団体との協議状況に応じて検討	※	※	※
公共施設（施設）	・関連計画、関連事業の内容や関連団体との協議状況に応じて検討	※	※	※
公共施設（学校園）	・学校園の適正規模・適正配置に係る公共施設再配置計画に基づく短期・中長期の検討（○○○）	※	※	※
公共施設（基盤施設）	・近畿大学病院等跡地の土地利用に併せた都市計画道路（狭山河内長野線）の線形の見直し及び、エリア一帯の有効活用に向けた土地区画整理事業等の検討。	※	※	※
	・屋外空間の再編（東大池公園・大野西山緑道・西山霊園・天野街道・大野台第3、4、6公園のリメイク／近畿大学病院等跡地（緑地部分）の活用検討 など）	※	※	
	・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）	○	○	
にぎわい（消費活動・市民活動）	・ウォーカブルなまちづくり	○	○	※
	・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討	※	※	
	・その他にぎわいに関する公民連携による取組み	○	○	

第 8 章 計画の進め方

本章では、本計画を推進するため、今後の計画の進行管理の手法から、制度や目標値等の設定について示します。

また、計画の進行管理として本市の開発等の動きを把握するための届出制度についても、あわせて記載します。

第 8 章 計画の進め方

本章では、本計画を推進するため、今後の計画の進行管理の手法から、制度や目標値等の設定について示します。

また、計画の進行管理として本市の開発等の動きを把握するための届出制度についても、あわせて記載します。

8-1. 計画（PLAN）の進行管理

（1）計画（PLAN）の進行管理について

本計画は、目標年次を令和 7 年度（2025 年度）から概ね 20 年間とし、まちの将来像実現に向けたコンパクトシティ+ネットワークによる計画です。しかし、計画期間中における社会潮流の変化や関連事業等の進捗による状況の変化、上位関連計画の策定や改定等も想定されます。

このような外部環境の変化に柔軟に対応していくとともに、立地適正化に係る開発動向等（開発行為と建築等行為、もしくは施設の休廃止）の状況を適切に把握することで、効果的かつ効率的な施策展開を行う必要があることから、都市再生特別措置法第 88 条に基づく届出制度の適正な運用に加え、以下の PDCA サイクルに基づく、計画（PLAN）の進行管理を行うものとします。

本章では、PDCA サイクルを念頭に置き第 7 章で示した誘導施策の内、概ね 5 年～10 年程度の期間で実施すべき具体的な施策・取組み（DO）について、「8-2」にて提示します。さらに、それらの施策・取組みの結果、計画の進捗状況や都市全体への影響等を評価分析するための点検（CHECK）の手法について、「8-3」にて提示し、点検結果を踏まえた改善策として、計画の見直しの考え方（ACTION）について、「8-4」で示します。

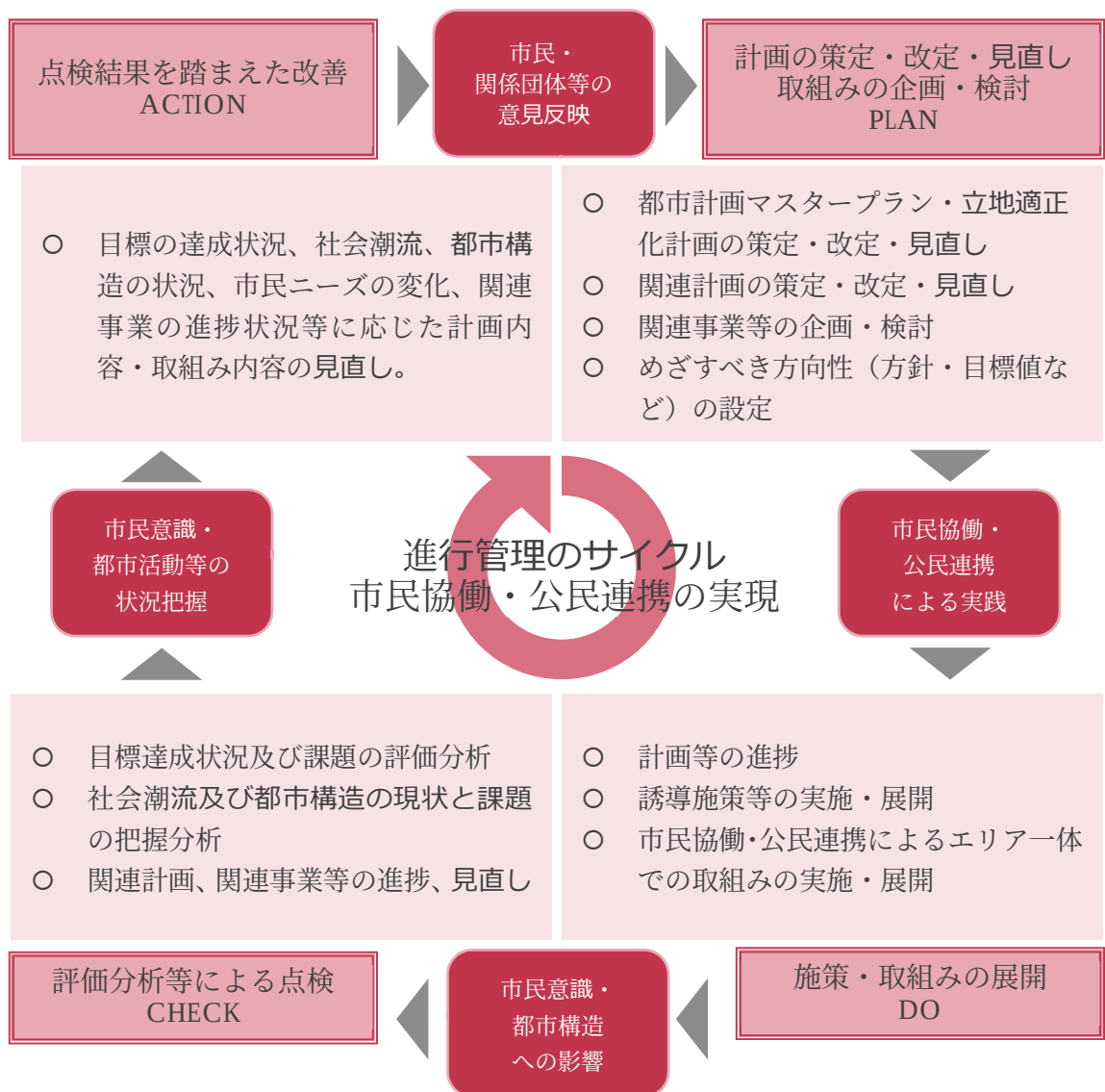


図 8-1 PDCA による進行管理

(2) 届出制度について

ここでは、都市再生特別措置法第 88 条（居住誘導区域に関する制度）、第 108 条（都市機能誘導区域に関する制度①）、第 108 条の 2（都市機能誘導区域に関する制度②）に規定される届出制度について記載します。

この制度は、計画の進行管理にあたり、本市の開発動向等を本市が適切に把握する必要があるため、実施するものです。

① 居住誘導区域に関する届出制度

本制度は、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度で、都市再生特別措置法第 88 条に基づき、居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要となるものです。

◆ 届出の対象（居住誘導区域外での行為に限る）

表 8-1 居住誘導区域に関する届出制度の対象（居住誘導区域外での行為に限る）

行為の種類	具体的な基準
開発行為	・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為 ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの
建築等行為	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

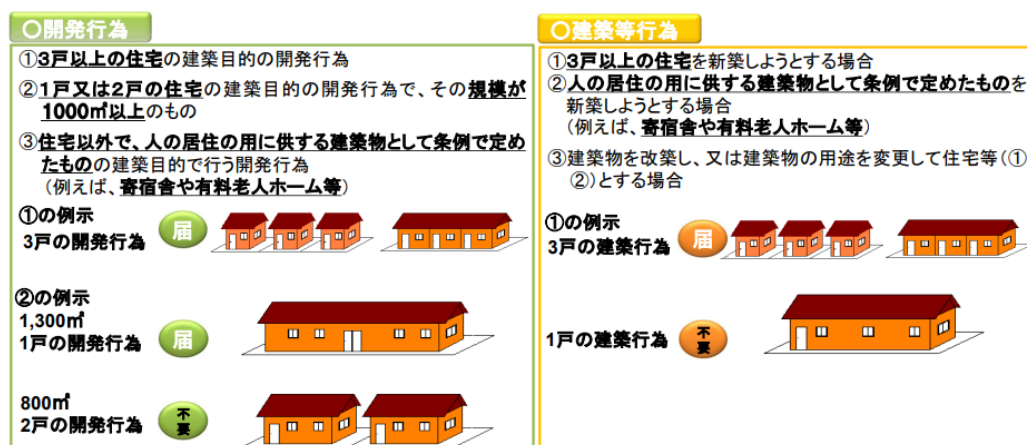


図 8-2 居住誘導区域外での開発・建築等の行為の届出について（国土交通省資料）

◆手続きのフロー

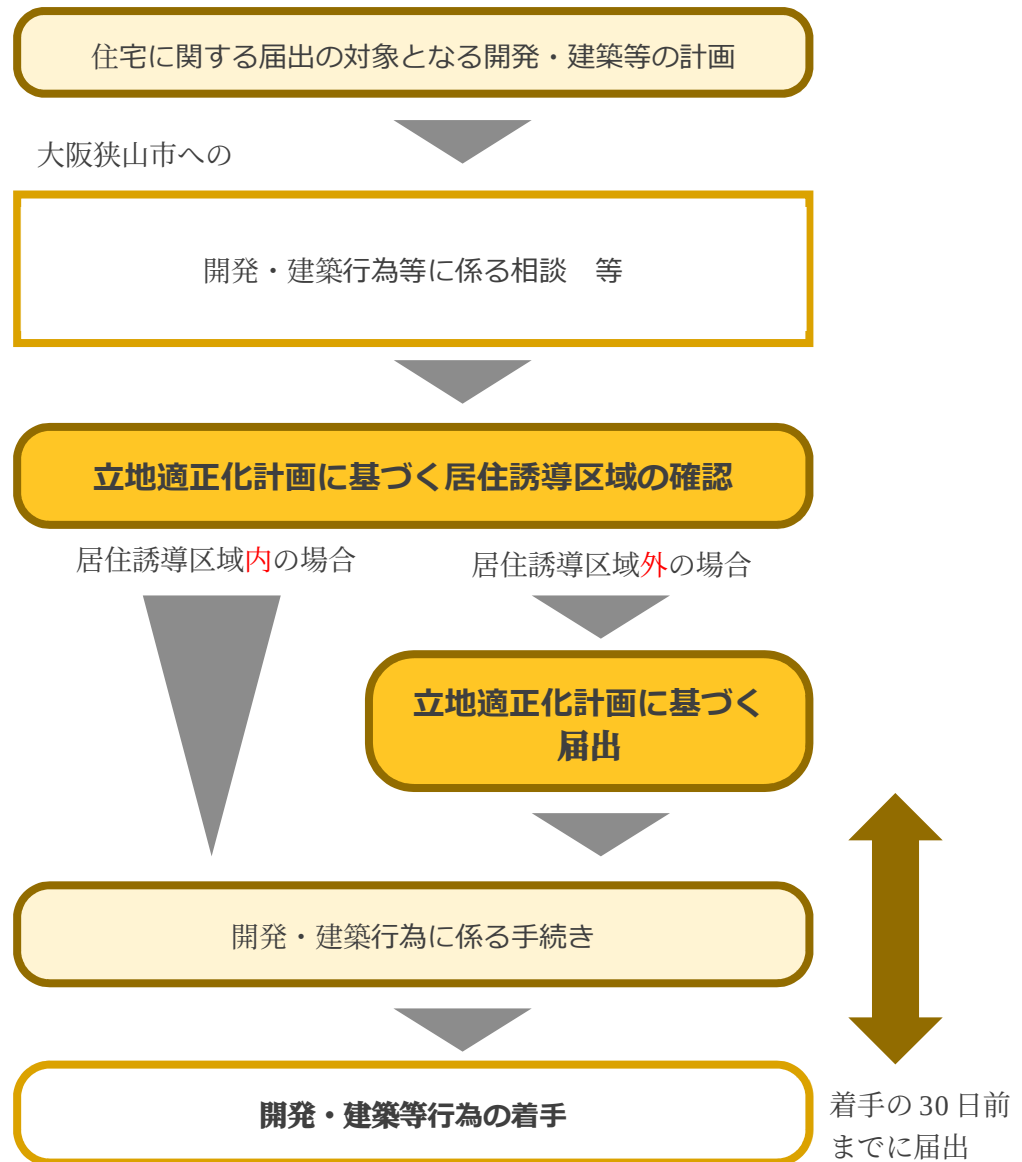


図 8-3 開発・建築等行為に関する手続きフロー

実際の様式、手続きの流れについては、今後具体的に整理する予定です。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

◆参考様式（記載イメージ）

（開発行為の場合）

開発行為届出書	
都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。	
年 月 日 (宛先) 大阪狭山市長	
届出者 住 所 氏 名	
1 開発区域の所在地	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 住宅の種別	(計画戸数 戸)
4 行為の着手予定年月日	年 月 日
5 行為の完了予定年月日	年 月 日
6 その他必要な事項	
注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 (添付図書) ・委任状（代理人による届出を行う場合に限る。） ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	

（建築等行為の場合）

住宅を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して住宅とする行為の届出書	
都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅の新築 建築物を改築して住宅とする行為 建築物の用途を変更して住宅とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 (宛先) 大阪狭山市長	
届出者 住 所 氏 名	
1 住宅を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在地	
2 住宅を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の面積	平方メートル
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	
4 新築しようとする住宅又は改築若しくは用途の変更後の住宅の種別	
5 行為の着手予定年月日	年 月 日
6 行為の完了予定年月日	年 月 日
7 その他必要な事項	
注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 (添付図書) ・委任状（代理人による届出を行う場合に限る。） ・敷地内における住宅の位置を表示する図面 ・住宅の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	

②都市機能誘導区域に関する届出制度①

本制度は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度で、都市再生特別措置法第 108 条に基づき、都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要となるものです。

◆届出の対象（都市機能誘導区域外での行為に限る）

表 8-2 都市機能誘導区域に関する届出制度①の対象（都市機能誘導区域外での行為に限る）

行為の種類	具体的な基準
開発行為	・ 法に基づく誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・ 法に基づく誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ もしくは建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して法に基づく誘導施設を有する建築物とする場合

◆手続きのフロー

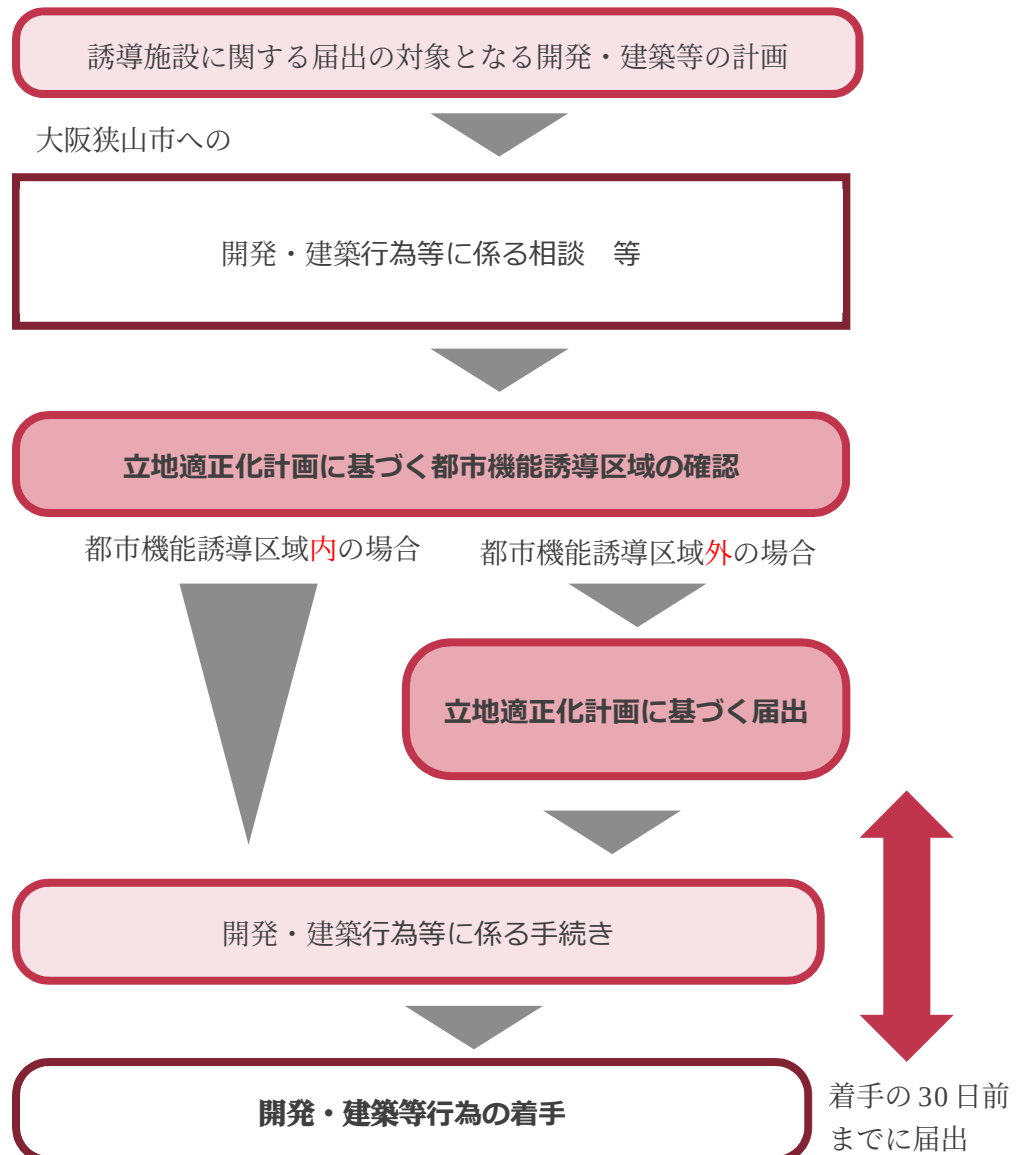


図 8-4 開発・建築等行為に関する手続きフロー

実際の様式、手続きの流れについては、今後具体的に整理する予定です。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

◆参考様式（記載イメージ）

（開発行為の場合）

開発行為届出書	
都市再生特別措置法第108 条第1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。	
年 月 日 (宛先) 大阪狭山市長	
届出者 住 所 氏 名	
1 開発区域の所在地	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 建築物の用途	(計画戸数 戸)
4 行為の着手予定年月日	年 月 日
5 行為の完了予定年月日	年 月 日
6 その他必要な事項	
注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 (添付図書) ・委任状(代理人による届出を行う場合に限る。) ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	

（建築等行為の場合）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	
都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 } 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 (宛先) 大阪狭山市長	
届出者 住 所 氏 名	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在地	
2 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の面積	平方メートル
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	
4 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
5 行為の着手予定年月日	年 月 日
6 行為の完了予定年月日	年 月 日
7 その他必要な事項	
注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 (添付図書) ・委任状(代理人による届出を行う場合に限る。) ・敷地内における住宅の位置を表示する図面 ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	

③都市機能誘導区域に関する届出制度②

本制度は、本市が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度で、都市再生特別措置法第 108 条の 2 に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の 30 日前までに市長への届出が必要となるものです。

◆届出の対象

表 8-3 都市機能誘導区域に関する届出制度②の対象（都市機能誘導区域内での行為に限る）

行為の種類	具体的な基準
誘導施設の休止・廃止	都市機能誘導区域内において法に基づく誘導施設を休止または廃止しようとする場合

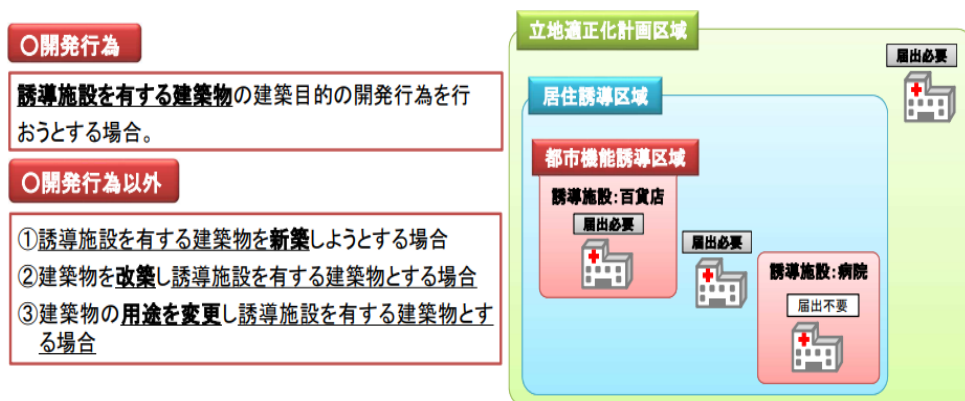


図 8-5 都市機能誘導区域での開発・建築等の行為の届出について（国土交通省資料）

◆手続きのフロー

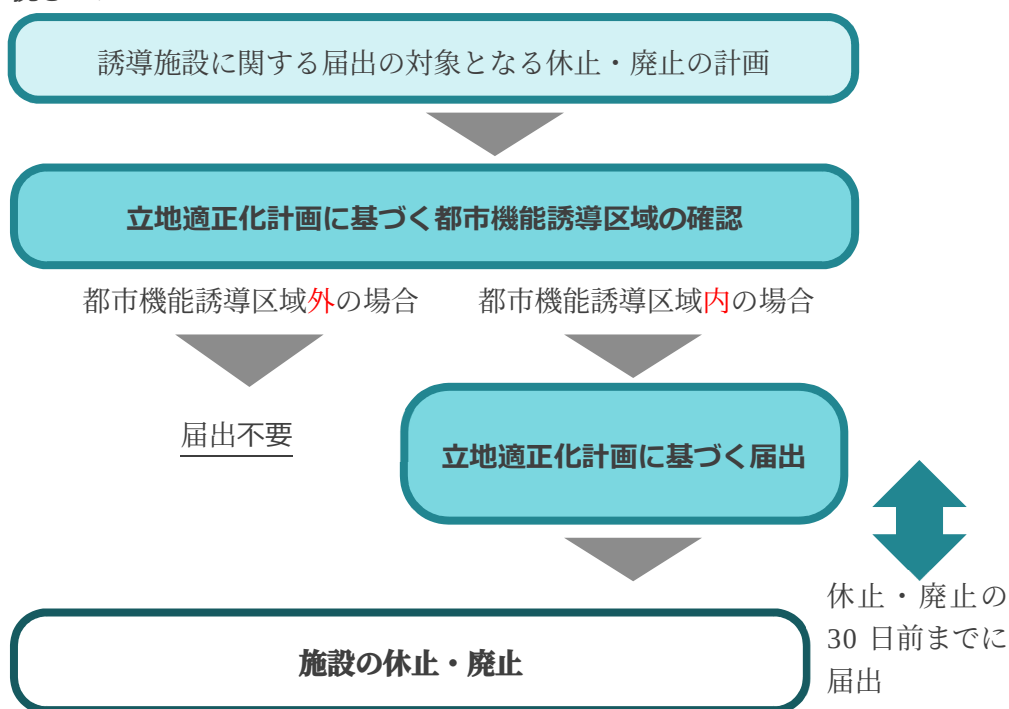


図 8-6 誘導施設の休止・廃止に関する手続きフロー

実際の様式、手続きの流れについては、今後具体的に整理する予定です。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

◆参考様式（記載イメージ）

誘導施設の休廃止届出書	
年 月 日	
(宛先) 大阪狭山市長	
届出者	住 所 氏 名
都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。	
記	
1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称及び用途	
2 休止（廃止）しようとする誘導施設の所在地	
3 休止（廃止）しようとする年月日	年 月 日
4 休止しようとする場合にあっては、その期間	
5 休止（廃止）に伴う措置	
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	
注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	
2 5（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。	
(添付図書)	
・委任状（代理人による届出を行う場合に限る。）	
・休止（廃止）しようとする誘導施設の土地の区域並びに周辺を表示する図面	
・その他参考となるべき事項を記載した図書	

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

8-2. 施策・取組みの展開（DO）

（１）施策の展開

第7章で示した誘導施策のうち、具体的な事業化を見据えた取組みの事業スケジュールについては以下のとおり概ね5年ごとの具体的な取組み内容や、スケジュール目途を記載します。なお、本内容については、各種取組みの検討及び進捗状況に応じて見直すものとします。

表 8-4 具体的な事業スケジュール（居住誘導、都市機能誘導、公共交通に共通する事項）

	令和7年度 (2025年度)		令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)以降
居住誘導、都市機能誘導、公共交通に共通する具体的な誘導施策	各種制度の適正な運用・周知			
	必要となる環境整備（ハード）及び取組み（ソフト）の推進			

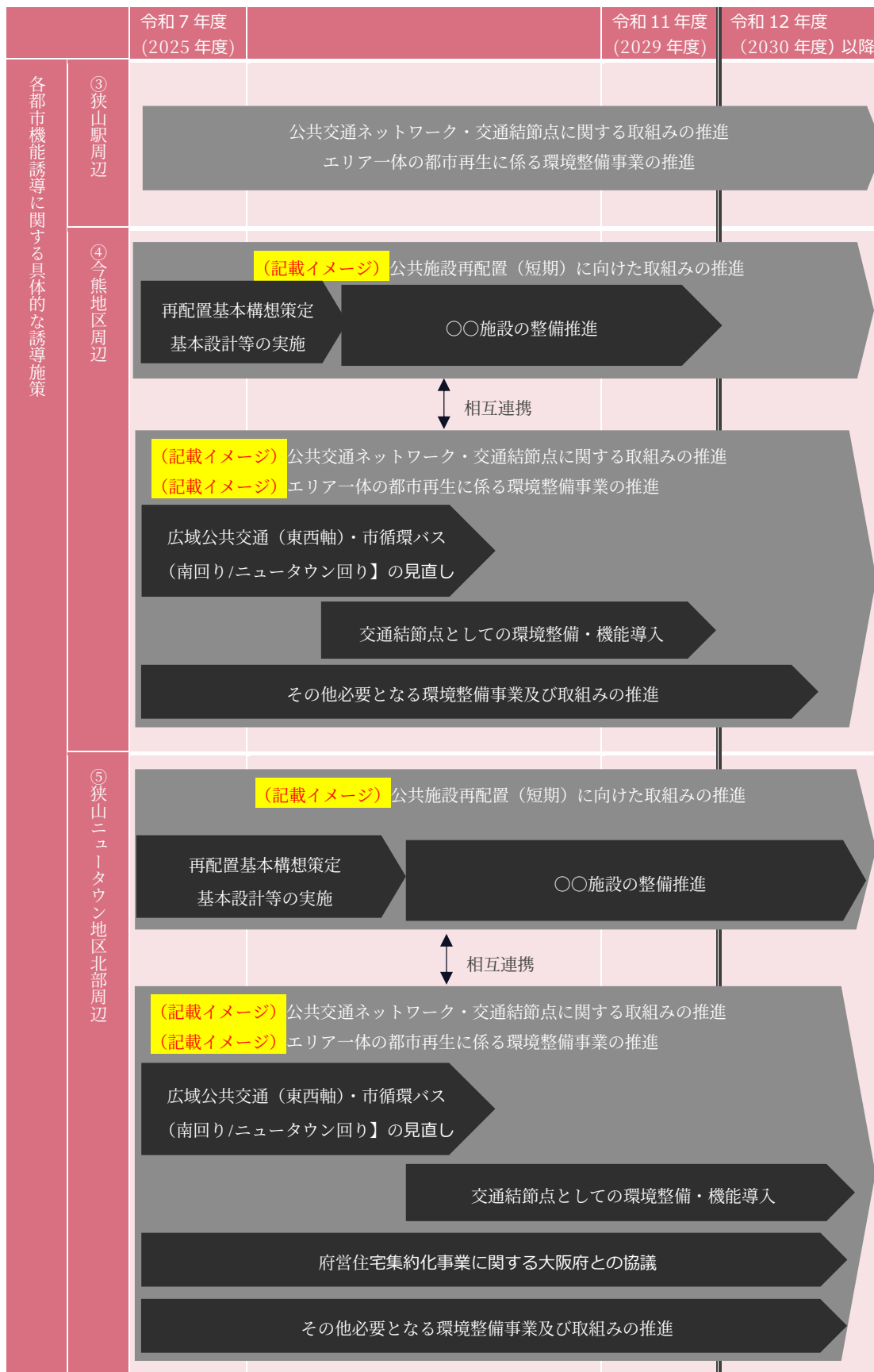
※居住誘導に関する具体的な施策については、地域の状況や関連計画、関連事業等に基づく個別の取組み状況に応じて継続して実施するものとします。

※必要となる環境整備（ハード）及び取組み（ソフト）とは、誘導施策1～9に記載の各種取組みとします。

表 8-5 具体的な事業スケジュール（各都市機能誘導区域に関する事項） **（記載イメージ）**

	令和7年度 (2025年度)		令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)以降
各都市機能誘導に関する具体的な誘導施策	①金剛駅周辺	（記載イメージ） 駅周辺のまちづくり 公共交通事業者、近隣市等との協議により方向性を検討。		
		公共交通ネットワーク・交通結節点に関する取組みの推進 エリア一体の都市再生に係る環境整備事業の推進		
	②大阪狭山市駅周辺	（記載イメージ） 公共施設再配置（短期）に向けた取組みの推進 再配置基本構想策定 基本設計等の実施		
		○○施設の整備推進 公共施設再配置（中長期）の方向性検討（市役所・文化会館） 公共交通ネットワーク・交通結節点に関する取組みの推進 エリア一体の都市再生に係る環境整備事業の推進		

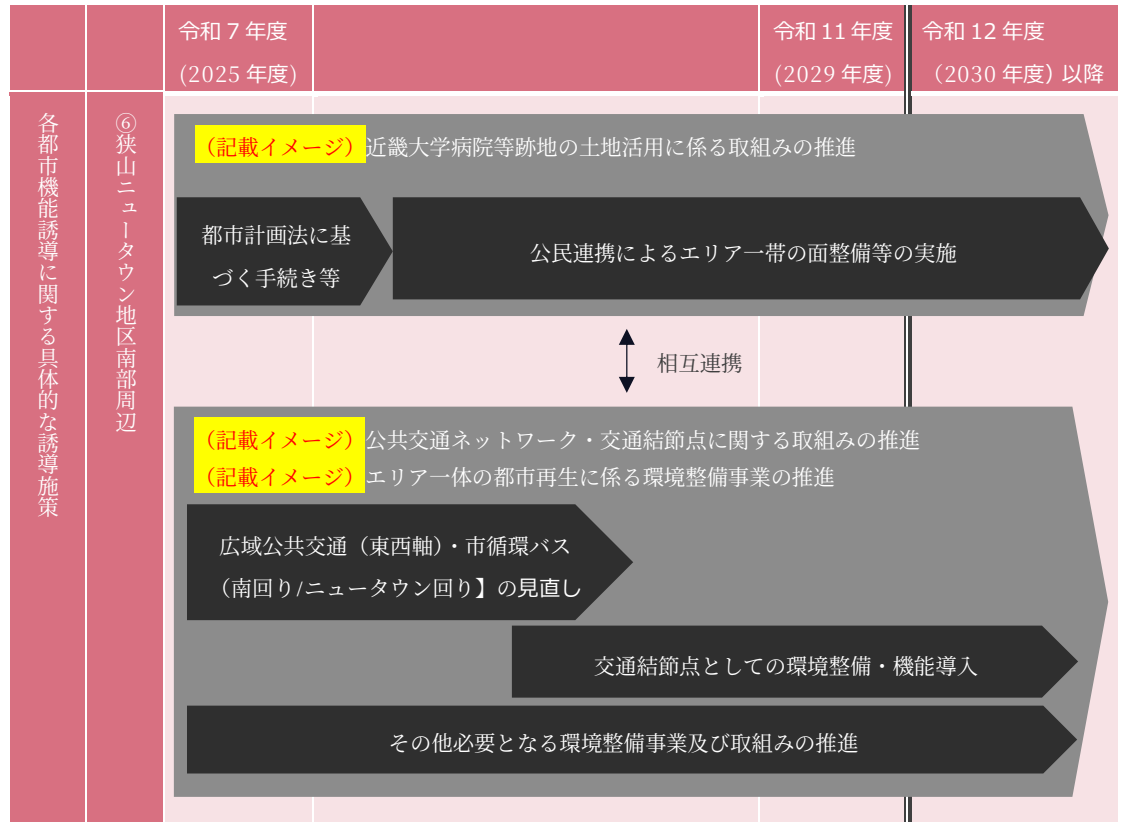
具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。



(次ページにつづく)

具体的な取組み内容及びスケジュール等の位置づけについては、個別事業の進捗状況等を踏まえ、今後具体的に検討、関係部署等との調整を進めます。本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

(つづき)



(2) 施策展開に係る各種制度

これらの施策の展開にあたっては、都市再生整備関連事業の活用も視野に入れたうえで、事業内容等の検討を行います。

なお、都市再生整備計画関連事業の概要は以下のとおりです。

表 8-6 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の概要

● 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	
【目的】	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。
【制度の特徴】	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金が交付される。 なお、都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）し、交付期間終了時に目標の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（Action）するという一連のサイクルを導入している。



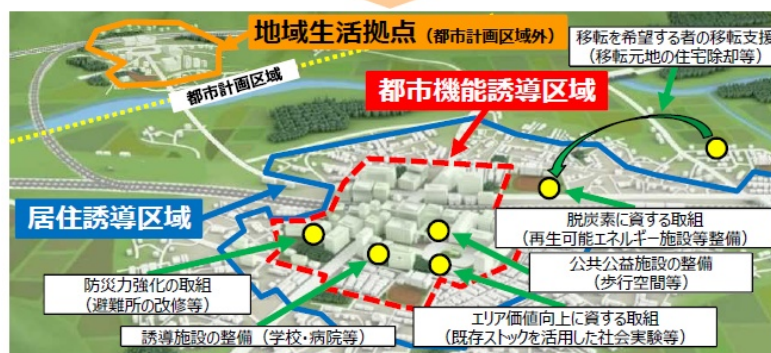
図 8-7 都市再生整備計画事業の実例（抜粋）（国土交通省資料より）

表 8-7 都市構造再編集集中支援事業の概要

● 都市構造再編集集中支援事業	
【目的】	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組み等に対し集中的な支援を行い、各都市が 持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。
【制度の特徴】	① 対象事業 ＜市町村もしくは市町村都市再生協議会＞ ○ 都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援するもの。 ＜民間事業者等、都道府県等＞ ○ 都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設の整備。 ② 施行地区 ○ 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○ 立地適正化計画の「地域生活拠点（都市計画区域外）」

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



図 8-8 都市再生集中支援事業の概要（国土交通省資料より）

表 8-8 まちなかウォーカブル推進事業の概要

● まちなかウォーカブル推進事業	
【目的】	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組みを重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。
【制度の特徴】	<施行地区> 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組みを開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径 500m の範囲内の区域等 ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域 ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点 <対象事業> 【基幹事業】道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業等 【提案事業】事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



図 8-9 まちなかウォーカブル推進事業の例（国土交通省資料より）

8-3. 評価分析等による点検（CHECK）

（１）アウトプット評価及びモニタリング評価

都市計画マスタープランにおいては、進行管理の手法として、めざすべき都市の実現（インパクト）に向けて、どのような個別施策を実施し（インプット）、その実績や進捗を評価する「アウトプット」の視点と、実施した施策等の影響により、まちの状況や市民の意識がどのように変化したかという「モニタリング」の視点から計画を評価することとしています。

本計画は、都市計画マスタープランを上位計画とし、都市計画マスタープランの一部であることから、本計画に基づく誘導施策の実施状況（アウトプットの視点）や立地適正化の視点からのまちの状況や市民の意識の変化（モニタリングの視点）も同様の手法により評価等を行うものとします。

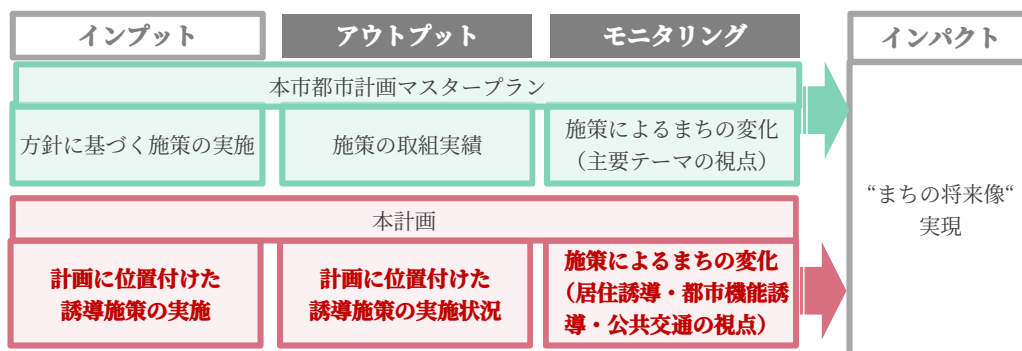


図 8-10 アウトプット評価及びモニタリング評価のイメージ

(2) 本計画におけるアウトプット評価の方法

都市計画マスタープランは、『都市課題を解決することができる“空間形成“に向けた総合的な計画』の役割を担い、まちづくり全体の方針としての計画です。そのため、計画に基づくアウトプット評価においては、多岐に渡る分野において、各施策を実施する部署ごとに個別の取組みについて施策立案・目標値の設定、施策の展開、施策実績の評価、施策実績に対する自己評価・原因分析を実施するものとしています。

一方、本計画については、「居住誘導/防災指針」「都市機能誘導（拠点形成）」「公共交通ネットワーク」の視点から、誘導施策を具体的に位置付けています。

また、本計画は「①居住を含めた「都市機能」を「誘導」し、都市を緩やかにコントロールするための計画」「②「将来都市像」の実現に向け、中長期的な方策を推進するための計画」であるとともに、都市計画マスタープランのように、多岐に渡る分野を市の各所管部署が、計画に基づき個別の取組みを広く実施するというものではなく、都市機能誘導に係る特定エリアにおける課題解決（ターゲット）に向け、官民による一体的な取組み状況や土地利用の状況、個別具体的な事業の進捗状況、関係団体等における協議検討状況等（ストーリー）を踏まえた誘導施策等が大きく影響することから、立地適正化計画におけるアウトプット評価においては、あくまで本計画における誘導施策の進捗状況の把握と今後に向けた検討を行うものとし、個々の取組みに対する目標値や指標設定については、都市計画マスタープランにおけるアウトプット評価において行うものとしします。

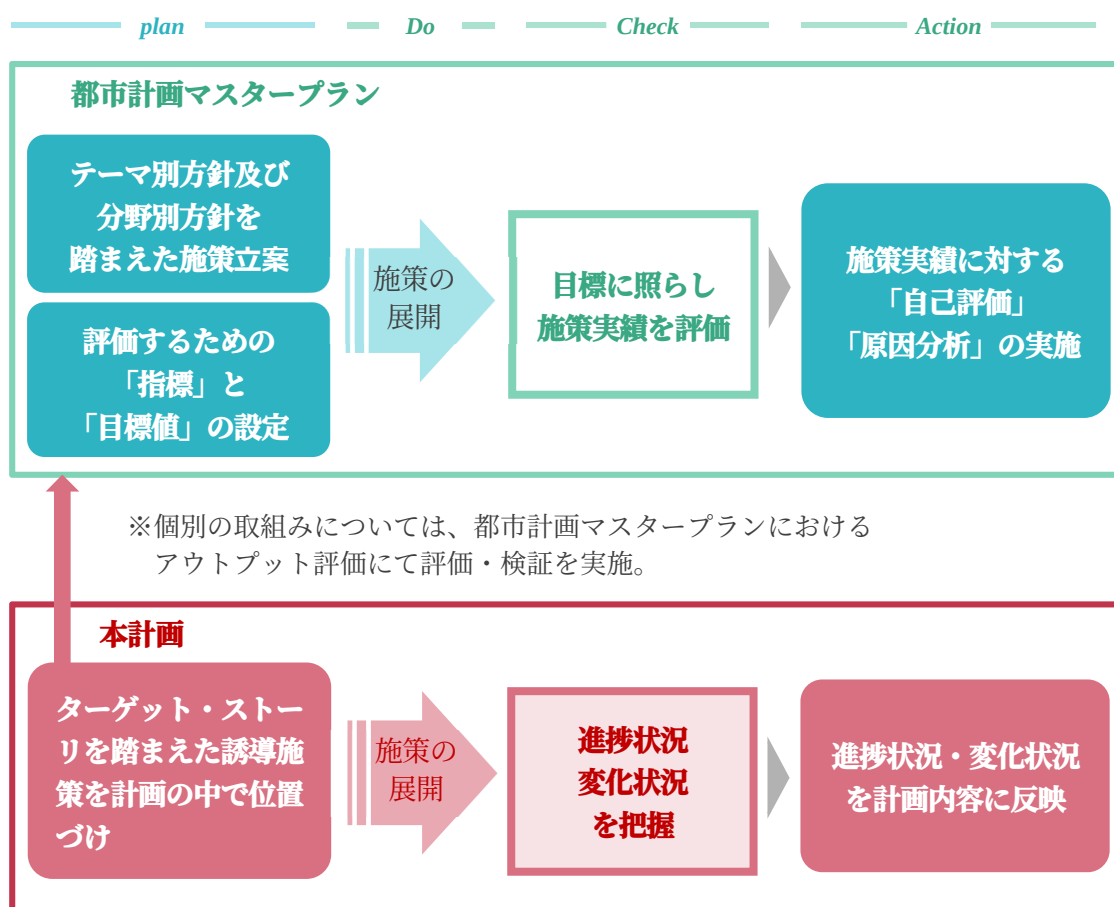


図 8-11 本計画のアウトプット評価のイメージ

具体的な目標指標・基準値・目標値等については、今後検討を進めます。
本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

(3) 本計画におけるモニタリング評価の方法

都市計画マスタープランは、「身近な魅力が活きる生活空間の実現」「活力がつながるにぎわい空間の実現」「強靱で持続可能な都市空間の実現」の3つのまちづくりの主要テーマを達成すべき目標として設定し、それがどの程度実現できているかのモニタリング評価を行うものとしています。

本計画においては、これらの視点に加え、「居住誘導/防災指針」「都市機能誘導（拠点形成）」「公共交通ネットワーク」の視点からその効果を客観的に評価・分析する必要があるため、以下の指標を位置付け、評価・検証するものとします。

誘導施策1：快適で利便性の高い居住環境の維持・向上

誘導施策2：届出制度による居住及び都市機能の誘導

表 8-9 誘導施策1、2に関するモニタリング評価の目標値について（記載イメージ）

目標指標	基準値	目標値	調査方法
居住誘導区域の人口密度 人口規模の適正維持による良質な生活環境の創出により、居住誘導区域での適正な人口密度の維持をめざす。			
今後も市内に住み続けたいと思う市民の割合 現在の場所に住み続けたいと考える市民の割合 20歳～49歳の市内に住み続けたいと考える市民の割合 都市計画制度の適正な運用に加え、誘導施策による高質な居住環境の創出を図る。			
社会増減数 若年層を中心に転入超過となることをめざす。			
都市機能誘導区域内の誘導施設数 都市のにぎわいと魅力があふれる場の創出による拠点形成と生活利便の維持・向上に向け、誘導施設数の増加をめざす。			
駅周辺がそれぞれの地域特性を活かした魅力ある空間であると感じている市民の割合 拠点における都市機能の維持・向上をめざす。			
事業所数 都市のにぎわいと魅力があふれる場の創出による拠点形成と生活利便の維持・向上に向け、事業所数の増加をめざす。			

具体的な目標指標・基準値・目標値等については、今後検討を進めます。
本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

誘導施策3：既存ストックの活用

表 8-10 誘導施策3に関するモニタリング評価の目標値について (記載イメージ)

目標指標	基準値	目標値	調査方法
空家率 空家を増加させないことにより良好な居住環境の維持と向上を図る。			

誘導施策4：公共施設・都市インフラに関するまちづくり

表 8-11 誘導施策4に関するモニタリング評価の目標値について (記載イメージ)

目標指標	基準値	目標値	調査方法
日常で利用する道路環境が悪いと思っている人の割合 道路環境（ 居住誘導施策と整合 ）の改善を図る。			
公共施設の配置 公共施設再配置計画に基づく公共施設の再配置により、都市機能誘導区域での公共施設等の集約・誘導を図る。			
公共施設の総延床面積約 10%縮減 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再配置等により、都市機能誘導区域内の集約・誘導を図る。（※）			

※ 「公共施設の総延床面積約 10%縮減」については、令和 37 年度までに達成することを目標とするため、計画の見直しに際しては、進捗状況から状況の評価を行うものとしします。

誘導施策5：歩いて暮らせるまちづくりの推進

表 8-12 誘導施策5に関するモニタリング評価の目標値について (記載イメージ)

目標指標	基準値	目標値	調査方法
安全な歩行者空間が確保できていると感じている市民の割合 歩行空間（ 居住誘導施策と整合 ）の改善や安全・安心・快適なウォークアブルネットワークの形成を図る。			

具体的な目標指標・基準値・目標値等については、今後検討を進めます。
本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

誘導施策 6：利便性の高い公共交通の維持・向上

表 8-13 誘導施策 6 に関するモニタリング評価の目標値について (記載イメージ)

目標指標	基準値	目標値	調査方法
市循環バス利用者数 近年公共交通の利用者数が減少傾向にあるが、居住誘導区域等の人口密度を維持し、現状と同等程度もしくは現状以上の利用者数をめざす。			
路線バス利用者数 南海バスの 1 日あたりの現状と同等程度もしくは現状以上の利用者数をめざす。			
バスを利用する市民の割合 公共交通の利便性が高いと思っている人の割合 公共交通ネットワークの維持と充実により利用促進を図る。			
公共交通機関の徒歩圏人口カバー率 全人口に対する公共交通の徒歩圏居住者（鉄道駅 800m 及びバス停 300m いない）の割合			
鉄道駅の利用者数 狭山駅乗降客数 大阪狭山市駅乗降客数 金剛駅乗降客数			
公共交通の分担率 通勤者・通学者数のうち、自家用車でなく公共交通等を利用する人の割合の現状値以上の増加をめざす。			

具体的な目標指標・基準値・目標値等については、今後検討を進めます。
本資料の記載内容はイメージであり、検討状況により今後変更する可能性があります。

誘導施策7：防災指針に関する指標及び目標

表 8-14 誘導施策7に関するモニタリング評価の目標値について (記載イメージ)

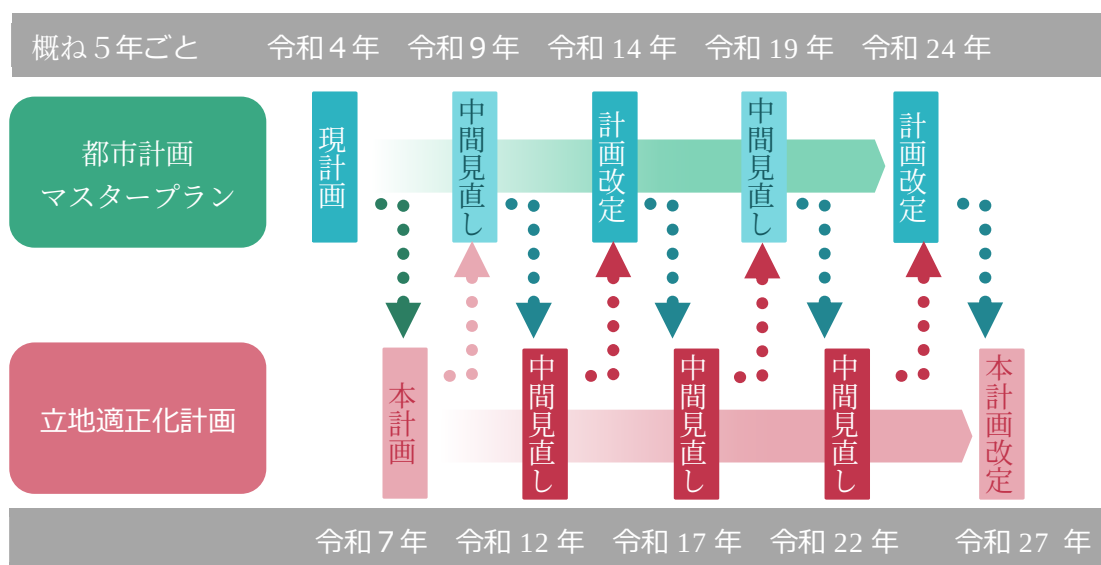
目標指標	基準値	目標値	調査方法
大阪狭山市は災害に強いまちだと認識する市民の割合 防災指針に基づく災害に市街地の形成と基盤施設の長寿命化や再編を図る。			
防災訓練参加者			
耐震化率 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震改修に加え、除却等様々な取り組みにより木造住宅の耐震化等を促進する。			
自主防災組織数 大阪狭山市強靱化地域計画に基づき、自主防災組織の組織化の促進により、地域の防災力の向上を図る。			
防災士資格取得者数			
土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強事業補助金の活用			
避難沿道建築物の耐震化率			
安全安心推進リーダー認定者数			
災害ボランティア登録者数			

8-4. 計画見直しの考え方（ACTION）

本計画は計画期間である 20 年後の改定に向け、都市再生特別措置法第 84 条に基づき、概ね 5 年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、上位関連計画や関連事業と連携した取組みの実現を図るとともに、社会潮流の変化や地域の状況に応じた方針の検討を行い、必要に応じて計画の中間見直しを行います。

計画の中間見直し及び改定にあたっては、事務局でとりまとめた「8-2. 施策・取組みの展開（DO）」「8-3. 評価分析等による点検（CHECK）」に示す内容や関連計画、関連事業等の進捗状況について、庁内関係部署で構成される庁内調整会議及び外部の学識経験者や市内の関係組織、市民団体の代表者等を含む都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会で評価・検証するとともに、社会潮流の変化や上位関連計画における改定事項等を踏まえ、より時勢にあった計画へと改善するための作業を効率的・効果的に進めていきます。

また、本計画と上位計画である都市計画マスタープランの策定期限及びアウトプット評価、モニタリング評価の時期、計画の中間見直し及び改定期限については、異なることが想定されるため、両計画に関連する大阪狭山市総合計画をはじめとする、上位関連計画の策定や見直し状況や関連する各種方針、取組みの進捗状況等を踏まえたうえで、概ね 5 年を目安に、適宜実施するものとします。



※評価、見直し、改定の時期については概ね 5 年を目安としていますが、上位関連計画の状況を踏まえ、適宜実施するものとします。

図 8-12 都市計画マスタープランと整合した計画見直しの考え方